高齢者虐待における介護保険施設の役割

平成 27 年 1 月 23 日
宮城県高齢者障害者虐待対応連絡協議会
事務局長　小湊 純一（社会福祉士）

P

1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律・・・・・・・ 1
2 社会福祉法（一部抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者
虐待対応の手引き　平成 23 年 3 月　日本社会福祉士会（一部抜粋）・・・・・・ 11
① 高齢者虐待のとらえ方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
② 初動期段階の概要と範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
③ コアメンバー会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
4 虐待の有無の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5 やむを得ない事由による措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
① やむを得ない事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
② やむを得ない事由による入所措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
③ やむを得ない事由による措置解除と契約への移行・・・・・・・・・・・・・ 24
6 居室の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
① 定員超過の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
7 面会制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
8 成年後見制度活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
9 大河原町資料
① 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱・・・・・・・・・・・ 39
②「やむを得ない事由による措置」（特養への入所措置）事務手続き
（平成 16 年 2 月　宮城県保健福祉部　長寿社会政策課）・・・・・・・・・・ 44
10 高齢者虐待対応連絡協議会
① 高齢者虐待対応専門職チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
② 高齢者虐待対応専門職チームメンバー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
③ 高齢者虐待対応アセスメントシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
④ 高齢者虐待対応チームフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
⑤ 権利擁護役割の図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）
第二条　この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
２　この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
３　この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
４　この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
一　養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
二　養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
５　この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
一　老人福祉法第五条の三 に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項 に規定する有料老人ホーム又は介護保険法第八条第二十一項 に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項 に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項 に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項 に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
ホ　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
二　老人福祉法第五条の二第一項 に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八

条第一項 に規定する居宅サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項 に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項 に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

６　六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法 （昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号 に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条　国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条　養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

２　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見

した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）
第九条　市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。
２　市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項 若しくは第十一条第一項 の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）
第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号 又は第十一条第一項第一号 若しくは第二号 の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）
第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項 の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）
第十二条　市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
２　市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
３　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）
第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号 又は第三号 の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）
第十四条　市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
２　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）
第十五条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）
第十六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項 の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）
第十七条　市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
２　前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
３　第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）
第十八条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）
第十九条　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
２　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）
第二十条　養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）
第二十一条　養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
２　前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
３　前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
４　養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
５　第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
６　刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
７　養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条　市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
２　前項の規定は、地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条　市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしては

ならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）
第二十四条　市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法 又は介護保険法 の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）
第二十五条　都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章　雑則

（調査研究）
第二十六条　国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）
第二十七条　市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）
第二十八条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章　罰則

第二十九条　第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）
１　　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（検討）
２　　高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
３　　高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

社会福祉法（抜粋）

（目的）
第一条　この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
２　次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。
一　生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
二　児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
三　老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設を経営する事業
五　削除
六　売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
七　授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
３　次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
一　生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
二　児童福祉法 に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法 に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
三　母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法 に規定する母子福祉施設を経営する事業
四　老人福祉法 に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法 に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
四の二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法 に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
五　身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法 に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
六　知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七　削除
八　生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
九　生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
十　生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
十一　隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
十二　福祉サービス利用援助事業十三　前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業
４　この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
一　更生保護事業法に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
二　実施期間が六月を超えない事業
三　社団又は組合の行う事業であって、社員又は組合員のためにするもの
四　第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であって、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあっては五人、その他のものにあっては二十人に満たないもの
五　前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）
第三条　福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）
第四条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）
第五条　社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）
第六条　国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第六章　社会福祉法人

（定義）

第二十二条　この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（経営の原則）
第二十四条　社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

第七章　社会福祉事業

（経営主体）
第六十条　社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

（事業経営の準則）
第六十一条　国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。
一　国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。
二　国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。
三　社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。
２　前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その経営する社会福祉事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を経営する者に委託することを妨げるものではない。

第八章　福祉サービスの適切な利用

（情報の提供）
第七十五条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。
２　国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

平成22年度老人保健健康増進等事業

市町村・地域包括支援センター・都道府県のための
養護者による高齢者虐待対応の手引き

平成23年３月

社団法人　日本社会福祉士会

１．１　養護者による高齢者虐待のとらえ方

高齢者虐待防止法施行後５年が経過し、市町村や地域包括支援センターが実際に虐待対応を行うにあたって、その対応すべき範囲や定義に関して混乱が生じたり、判断に迷う場面もうかがえます。

そこで、市町村及び都道府県の高齢者虐待対応担当部署が適切な対応を行う参考となるよう、対応すべき範囲や定義を例示します。

（１）「高齢者」のとらえ方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65 歳以上の者」と定義しています（第２条第１項）。そして、高齢者虐待防止法の附則２で、「高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定しており、「高齢者」にあたらない者についても適切な対応が必要であることは立法者自身も認めているところです。

【「65 歳未満の者」に対する虐待の場合】

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には 65 歳未満の者には法は適用されないことになります。しかし、現実には、65 歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては 65 歳以上の者に対する虐待と変わりません。

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられていますが（介護保険法第 115 条の 44 第１項第４号）、介護保険法にいう「被保険者」は 65 歳以上の者に限られてはいません（介護保険法第９条）。

また、老人福祉法では、措置の対象者を原則として「65 歳以上の者」と定義し、「65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

従って、65 歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが重要と考えられます。

（２）「養護者」のとらえ方

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定めています（第２条第２項）。

「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることが、「現に養護する」に該当すると考えられます。

また、養護者は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

【現に養護していない者による虐待の場合】

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実に即して適切に判断する必要があります。

また、「現に養護する」養護者が、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待として規定しています。

【参考】加害者が養護者に該当するか判明しない場合

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（警察庁生活安全局長／警察庁長官官房長／警察庁刑事局長通達・平成18年3月16日（抜粋））

第1　認知時における適切な対応

1　市町村への通報（法第7条及び法第21条関係）

（1）通報対象となる事案

イ　加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定しても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たるかどうかの判断については警察では困難な場合もあり得る。このような事案については、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報すること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、市町村に通報すること（例えば、同居してない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

4　初動期段階の概要と範囲

（1）初動期段階の概要

虐待対応の初動期段階では、高齢者の生命や身体の安全確保が目的となります。

初動期段階とは、高齢者虐待を疑わせる相談・通報・届出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応の評価を行うまでの流れをいいます。

（2）初動期段階に該当する法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村が相談や通報、届出を受け付けた場合、速やかに、高齢者の安全確認、通報又は届出に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うことが規定されています（第９条第１項、第16条）。

具体的には、高齢者の生命や身体の安全を確保するという目的を実現するための、事実確認と虐待の有無と緊急性の判断、対応方針の決定と実施、評価などの一連の取り組みが該当します。

（３）初動期段階の範囲

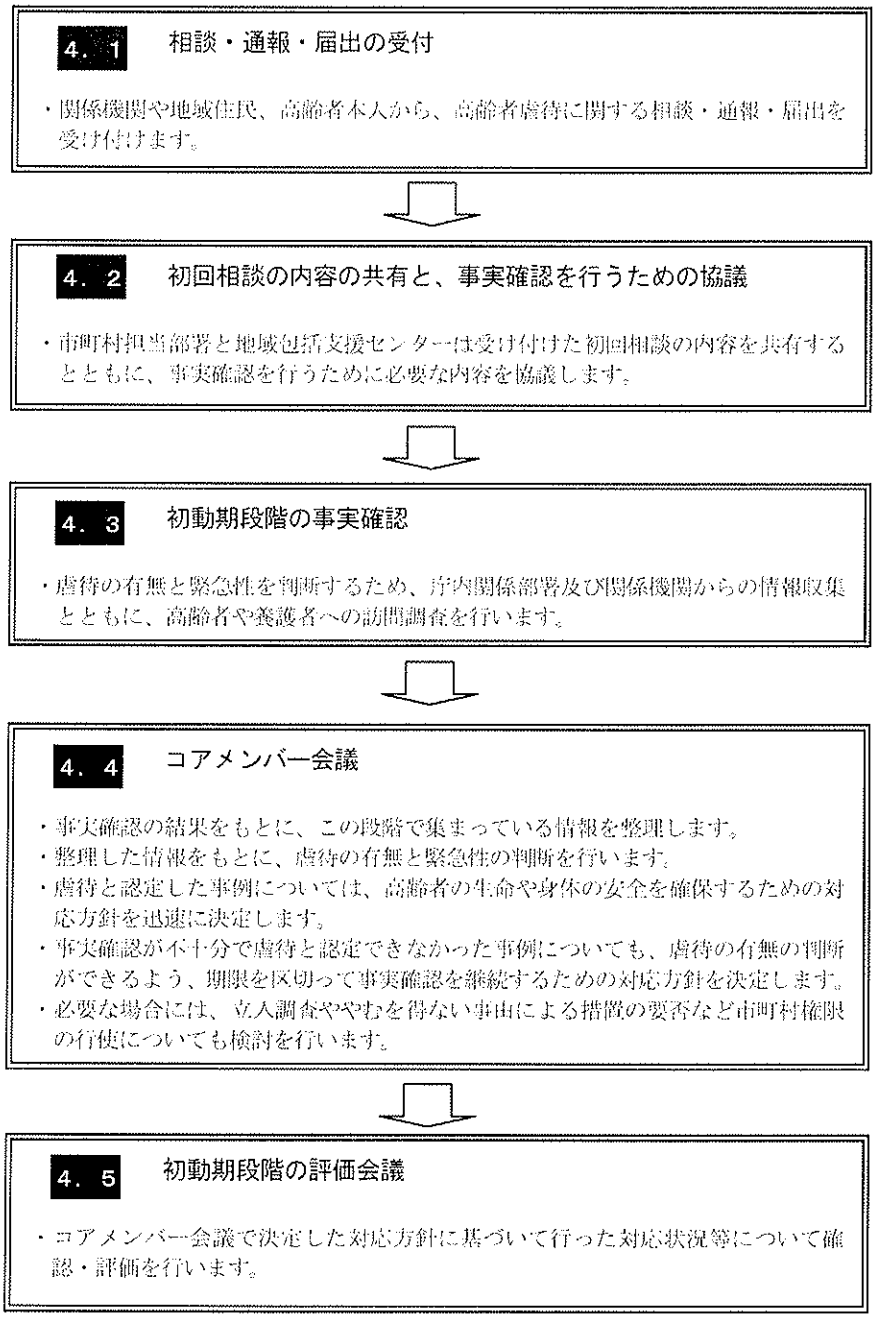
4．1 相談・通報・届出の受付
・関係機関や地域住民、高齢者本人から、高齢者虐待に関する相談・通報・届出を受け付けます。
4．2 初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議
・市町村担当部署と地域包括支援センターは受け付けた初回相談の内容を共有するとともに、事実確認を行うために必要な内容を協議します。
4．3 初動期段階の事実確認
・虐待の有無と緊急性を判断するため、庁内関係部署及び関係機関からの情報収集とともに、高齢者や養護者への訪問調査を行います。
4．4 コアメンバー会議
・事実確認の結果をもとに、この段階で集まっている情報を整理します。
・整理した情報をもとに、虐待の有無と緊急性の判断を行います。
・虐待と認定した事例については、高齢者の生命や身体の安全を確保するための対応方針を迅速に決定します。
・事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例についても、虐待の有無の判断ができるよう、期限を区切って事実確認を継続するための対応方針を決定します。
・必要な場合には、立入調査ややむを得ない事由による措置の要否など市町村権限の行使についても検討を行います。
4．5 初動期段階の評価会議
・コアメンバー会議で決定した対応方針に基づいて行った対応状況等について確認・評価を行います。

４．４　コアメンバー会議

ポイント

◆虐待の有無と緊急性の判断は、市町村の責任に基づいて開催されるコアメンバー会議で行います。

◆初回のコアメンバー会議は事実確認終了後、速やかに開催されることが必要です。

◆迅速かつ適切に市町村権限の行使を含めた判断を行う必要があるため、コアメンバー会議には市町村担当部署の管理職の出席が必要です。

（１）コアメンバー会議の開催

１）出席者

コアメンバー会議は、初動期の虐待対応に位置付けられる会議で、市町村の責任において虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定するために開催されもので、市町村担当部署の管理職及び担当職員、地域包括支援センター職員によって構成されます。

さらに、事例の内容に応じて、庁内関係部署の職員（生活保護ケースワーカー、保健センター保健師など）や、専門的な助言者（医師や弁護士、高齢者虐待対応専門職チームの弁護士や社会福祉士）等の出席を、市町村担当部署から要請することが効果的です。

虐待の有無や緊急性の判断を行う場では、状況に対する情報共有・合議とともに、必要に応じて、立入調査ややむを得ない事由による措置といった市町村権限の行使についても速やかに意思決定していく必要があり、そのためにも管理職の会議への参加が必要です。意思決定者の不在によって、状況認識の共有や対応が滞ることのないよう留意する必要があります。

【留意点】意思決定の場と情報収集の場の切り分けについて

介護支援専門員や民生委員などは、場合によっては通報者であったり、あるいは当該高齢者や養護者の状況について有益な情報を有していることが想定されます。しかしながら、コアメンバー会議はあくまで市町村としての意思決定の場と位置づけられます。このため、介護支援専門員や民生委員などには会議への参加を要請するのではなく、情報収集の段階で必要な情報の聞き取りを行っておきます。

２）協議事項

①事実確認で集めた情報の整理

事実確認からコアメンバー会議までに収集した情報を整理します。その際、直接収集した情報と間接的な情報は分けることが必要です。

虐待の有無と緊急性を判断するために必要な情報が集まっていないという理由で、判断を先延ばしにすることは避けなければなりません。判断に必要な情報が集まっていない場合には、現在の時点までに収集できた情報で「明らかなこと」と「不明なこと」を区別し、「今後、虐待の有無と緊急性の判断を行うために確認する必要がある情報は何か」を明確にします。

②虐待の有無と緊急性の判断

上記情報の整理を通じて、虐待の有無と緊急性の有無について判断をします。

虐待の有無については、虐待の事実はない、判断できなかった、虐待の事実が確認された、のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかについても、確認します（第１章「養護者による高齢者虐待類型の例」（５、６ページ）参照）。

緊急性の判断は、緊急的に分離保護をする必要があるか、立入調査の要否について検討する必要があるか、事実確認の継続の必要があるか、などの観点から整理します。

③対応方針の決定

虐待認定した事例、事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例について対応方針を決定します。

一方、虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合など、虐待ではないと判断した事例については、必要に応じて、権利擁護対応（虐待対応を除く）や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行したり、適切な関係機関に関与を引き継ぐことが重要です。

＊コアメンバー会議の協議の流れについては、次ページ参考表を参照。
あわせて、虐待の有無の判断（４．４．１）、緊急性の判断（４．４．２）、対応方針の決定（４．４．３）についても参照ください。

３）役割分担

市町村担当部署と地域包括支援センターは、コアメンバー会議を開催するにあたり、役割を分担することが大切です。以下にその分担を例示します。

・市町村担当部署・・・・・会議の招集、進行、役割分担をして収集した事実確認の結果資料の準備、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管など
・地域包括支援センター・・役割分担をして収集した事実確認結果資料の準備、会議記録（帳票類）の作成など

※高齢者虐待対応の第一義的責任を有するのは市町村であることから、コアメンバー会議の開催・招集、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管は、市町村担当部署が担うことが求められます。

【参考】コアメンバー会議での協議の流れ

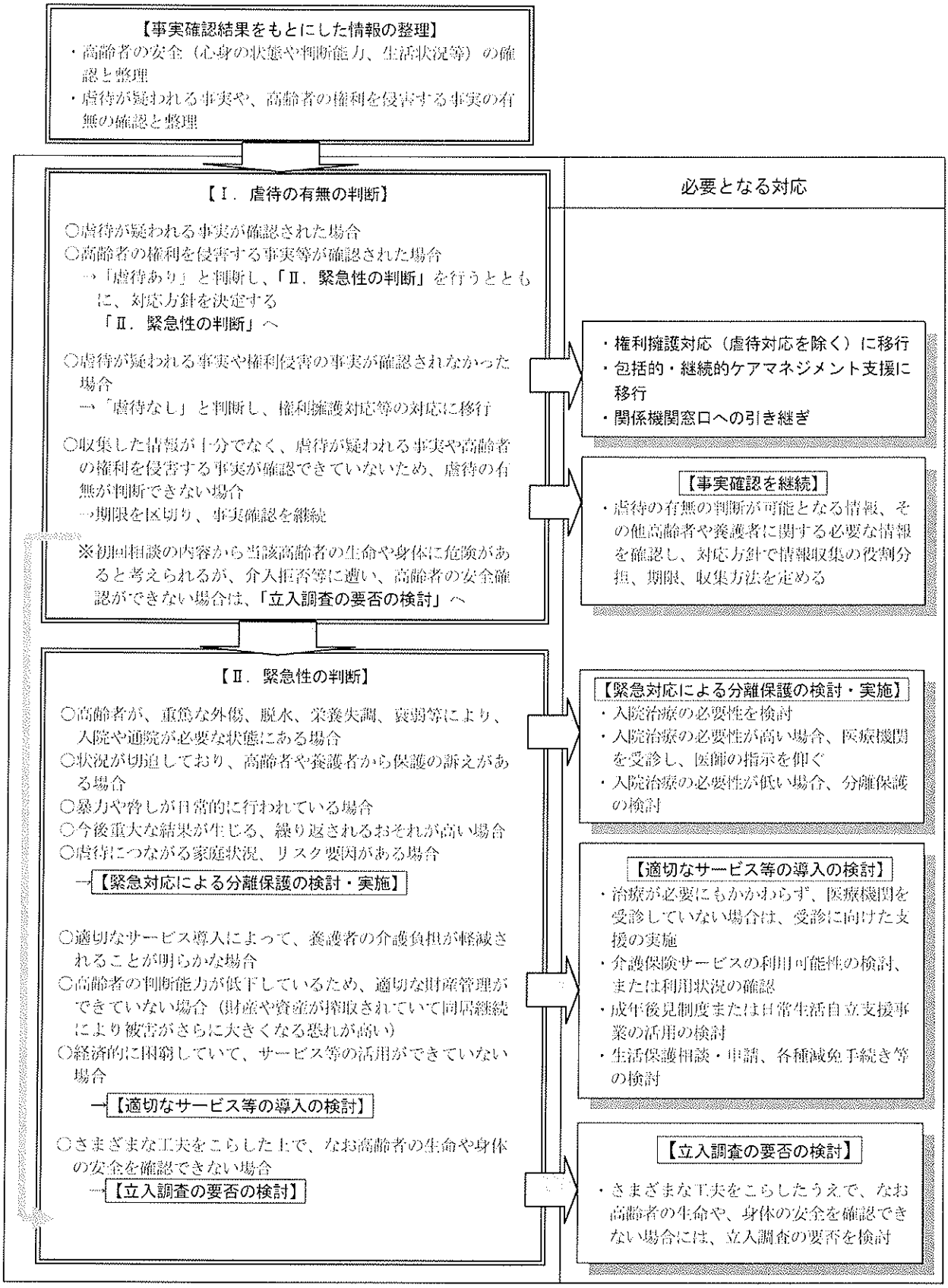

４．４．１　虐待の有無の判断

ポイント

◆虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。

◆寄せられた事例が高齢者虐待に該当するか否かを判断することは、養護者を罰することを目的とするものではありません。高齢者と養護者を支援の対象として位置付けることを目的として行うものです。

寄せられた事案が高齢者虐待に該当するか否かを判断することは、高齢者と養護者を支援の対象と位置付けるために行います。また、虐待として認定することは、市町村に対して、適切な権限の行使を促すことも意味しています。

そのため、虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。同時に、虐待対応従事者側が「養護者は一生懸命介護しているから」と主観を持ち込むことも避けなければなりません。

虐待の有無は、事実確認によって得られた情報の整理を通じて明らかになった「高齢者の権利が侵害されている事実」に着目して判断する必要があります。

以下に、虐待の有無の判断結果と必要となる対応例を示します。

【参考】虐待の有無を判断する例と必要となる対応例

虐待の有無の判断	必要となる対応例
○虐待が疑われる事実が確認された場合 ○高齢者の権利を侵害する事実が確認された場合	⇨「虐待あり」と判断し、「Ⅱ．緊急性の判断」を行うとともに、対応方針を決定する
○虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合 例：大きな音が聞こえたという通報を受けたが、事実確認の結果、高い所の物を取ろうとして落としてしまった音だったなど、高齢者、養護者ともに誤解であることを認めている場合　など	⇨「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等の対応に移行
○収集した情報が十分でなく、通報等の内容や他の権利侵害事実が確認できておらず、虐待の有無が判断できない場合	⇨期限を区切り、事実確認を継続

7．2　やむを得ない事由による措置

ポイント

◆市町村は、虐待の防止及び当該高齢者の保護を図る必要があると判断した場合、適切にやむを得ない事由による措置を実施する必要があります。

◆やむを得ない事由による措置を適切に実施するには、措置の手続きを担当する部署との連携はもちろんのこと、日頃から、施設や介護保険サービス提供事業者との協力関係を築いておくことが重要です。

（1）法的根拠と法の解説

初回相談の内容や事実確認によって、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため必要がある場合には、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受託者への委託）の措置を講じることが規定されています（第9条第2項）。

法の解説

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合など、他の方法では虐待の防止が期待できない場合や、高齢者を保護する必要があると認めた場合には、市町村は、迅速かつ積極的に措置を実施することが規定されています（第9条第2項）。

高齢者の置かれている状況からやむを得ない事由による措置の実施の要否について適切に見極め判断を行うのは、措置権限を有する市町村の責務です。必要があるにもかかわらず、適切に措置を実施しなかった場合には、市町村が法的責任を問われる可能性があります。

市町村は、やむを得ない事由による措置を適切に実施するため、やむを得ない事由による措置を実施するための要綱を定めておくことが望まれます。

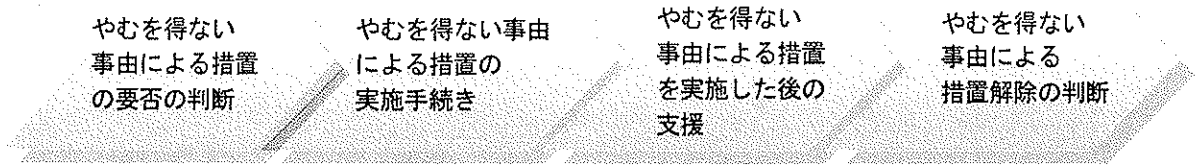

（２）やむを得ない事由による措置の要否の判断

老人福祉法に基づく「やむを得ない事由」とは、以下の場合が想定されています。

「やむを得ない事由」について

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成 18 年３月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）

第１　入所措置の目的

「やむを得ない事由」としては、

（１）65 歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

（※）「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

（２）65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

市町村長は「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な 65 歳以上の高齢者に対して、職権により以下の介護保険サービスを利用させることができます。

やむを得ない事由による措置のサービスの種類

・訪問介護　・通所介護　・短期入所生活介護
・小規模多機能型居宅介護　・認知症対応型共同生活介護
・特別養護老人ホーム

やむを得ない事由による措置の要否を適切に判断する必要があるため、判断は、市町村担当部署の管理職が出席する会議で行うことが重要です。また、以下の項目に配慮して適切に運用することが求められます。

○「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。
○高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべき時は、まず措置を行うことが必要である。
○高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能である。

平成15年9月8日開催、全国介護保険担当課長会議資料より

高齢者虐待対応において、法が想定するやむを得ない事由による措置の活用場面を整理すると、以下の①～⑤の場合に積極的な措置権限の行使が求められます。

【参考】積極的な措置権限の行使が求められる状況

①「生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合に、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、「やむを得ない事由による措置」をとる典型的な場合

②高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合
（例）・緊急性はないものの、認知症等で高齢者の判断能力が減退して高齢者の意思が確認できず、かつ、養護者が高齢者の生活に必要なサービスの利用を拒否している場合

③経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
（例）・高齢者の金銭管理能力が低下し、養護者が金銭管理を行っている状況で、高齢者の生活に必要な医療・介護等のサービスが受けられていない、適切な食事が提供されていない、等の場合
・高齢者に判断能力はあるが、経済的虐待があって、介護保険制度によるサービス利用の利用者負担金を支払うことができない場合

④高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）
（例）・高齢者に判断能力はあるが、養護者の虐待をおそれ、あるいは養護者のことをかばい（共依存の場合も）、サービス利用を拒否する場合
・施設や介護保険サービスへの無知や偏見等から、虐待を耐えてでもサービス利用を拒否する場合

⑤面会制限の適用が必要な場合
（例）・高齢者自らが養護者等との分離を望んでいるにもかかわらず、養護者の過去の言動から、高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合

※①～④は老人福祉法第10条の4、第11条第1項すべてに該当する状況。
※⑤は第11条第1項に該当する状況。

（3）やむを得ない事由による措置の実施手続き

やむを得ない事由による措置の実施手続きを行う部署が高齢者虐待担当部署と異なる場合、当該部署に措置の実施手続きを依頼します。

ただし、措置の適用による養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所の場合、その緊急性の高さから、通常とは異なる実施手続きが可能であることから、高齢者虐待担当部署と措置の実施手続きを行う担当部署との間で、措置を迅速に実施できるルールをあらかじめ整備しておくことが求められます。

養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置について

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）

第３　入所判定委員会の設置

３　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者等に対する支援等に関する法律第９条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

（4）やむを得ない事由による措置を実施した後の支援

やむを得ない事由による措置はあくまでも高齢者の生命や身体の安全または財産を確保するための一時的なものであり、居宅サービスの導入や分離保護の実施、成年後見人等の選任によって、虐待対応が終結するわけではありません。

高齢者に対しては、やむを得ない事由による措置を適用している間の精神的なケアが必要となります。また、養護者に対しても必要に応じて精神的な支援や生活支援を行うことが必要となります。

なお、これらの事項については、高齢者を保護した後、虐待対応ケース会議において作成する虐待対応計画で、具体的な対応と役割分担を協議する必要があります。

１）養護者からの保護と精神面での支援

・施設に入所した場合、養護者が高齢者を強引に連れ戻したり、探し出したりすることも考えられるため、市町村担当部署と施設は、その際の対応と連携体制を十分に協議しておく必要があります（詳細は、「７．４　面会制限」（133 ページ）を参照）。

・施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、高齢者に対する精神的な支援は不可欠です。

２）養護者への支援

・養護者が介護負担を抱えていたり、経済的に困窮しているなど、支援が必要と考えられる場合には、養護者に対しても、必要に応じて精神的な支援や生活支援を行います。

（５）やむを得ない事由による措置解除の判断と契約への移行

やむを得ない事由が解消した時点で、やむを得ない事由による措置は解除しなければなりません。やむを得ない事由による措置解除の判断は、評価会議で行います（74、103 ページ参照）。

具体的な判断の例としては、養護者や家族の生活状況が改善して虐待が解消したこと、要介護認定の申請や介護保険サービスの利用契約が可能になったこと、成年後見制度の利用により後見人等によって要介護認定の申請や介護保険サービスの利用に関する契約が可能になったこと、などがあげられます。

ただし、入所措置を適用していた高齢者が自宅で生活を再開した場合でも、自宅に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

やむを得ない事由による措置が解除された時点で、高齢者本人や家族の同意を得て、契約による介護保険サービス利用に切り替えます。

認知症等で高齢者本人の判断能力が低下している場合には、成年後見制度の活用により、契約による介護保険サービスを利用したり、財産管理や身上監護が行えるように準備を整えます。

特に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置解除の場合、その後の居所の確保について検討する必要があります。

やむを得ない事由による措置に関するQ&A

Q１：治療が必要であるにもかかわらず、金銭負担ができないために高齢者が医療機関を受診できない場合、どのように対応すればよいでしょうか。

⇒【収入がない場合】

医療法等には、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」のような制度はないため、職権で医療サービスを受けさせ医療費を支弁することはできません。

入院治療の緊急性・必要性が高い場合には、救急搬送などの手段で病院へ連れて行き、入院後に生活保護の申請をして保護費から支払う方法を検討する必要があります。

【収入がある場合】

親族が経済的虐待をしているために、高齢者自身の収入から治療費を支払えない場合には、医療機関に対し、虐待対応後、速やかに清算手段を検討することを説明します。

しかし、収入の有無に関わりなく、高齢者の判断能力が低下している場合には、成年後見人等を選任し、後見人等が法定代理人として、高齢者の財産管理や身上監護をすることになります。後見人等は、管理財産から治療費を支払ったり、高齢者本人の意思を尊重して外来診療や入院治療を受けるための医療契約を結ぶことができます。

Q２：高齢者本人が明確に分離を拒否している場合であっても、コアメンバー会議で「生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある」と判断した場合、やむを得ない事由による措置を行うことは可能でしょうか。

⇒　高齢者本人に判断能力があって、明確に分離に対して拒否をしている場合、やむを得ない事由による措置を適用しての分離はできません。その場合、粘り強く接触を続けて、高齢者本人の理解を求めて行くことが重要です。

Q３：住民票所在地と居住地が異なる場合、居住地の市町村は当該高齢者に対して、やむを得ない事由による措置を実施することができますか。

⇒　老人福祉法の規定により、65歳以上の者（65歳未満の者で必要があると認められるものを含む）又はその養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町村が行うものとされています（第５条の４）。そのため、住民票の有無にかかわらず、当該高齢者が居住する市町村がやむを得ない事由による措置を行う必要があります。

その後、高齢者が居住する市町村は高齢者の転入届を受けて、又は職権により本人の住民票を作成して要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。

やむを得ない事由による措置に関するQ&A

Q4：職権による要介護認定申請とはどのようなものなのでしょうか。

⇒　老人福祉法第 10 条の 4、第 11 条第 1 項では、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護保険サービスの利用や、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、市町村が措置を採る（＝職権を持って介護保険サービスの提供に結びつける）ことが規定されています。

Q5：要介護認定を受けていない高齢者に対し、やむを得ない事由による措置を適用することはできますか。

⇒　虐待を受けている高齢者の生命や身体の安全確保の必要性がある場合の高齢者の保護要請は要介護認定の有無に拘わらないわけですから、やむを得ない事由による措置を適用することが可能です。

Q6：養護者や家族に措置先を伝えなければいけないのでしょうか。

⇒　本人を保護するために分離措置をするわけですから、保護にマイナスになるようなことをすべきではありません。虐待している養護者に措置先を知らせれば、養護者が措置先の施設を探し、高齢者本人と施設が混乱するおそれがあります。

ただ、家族の中で、本人保護のための分離措置に賛成してくれる方には、養護者への秘密厳守を条件に知らせることもあります。

Q7：やむを得ない事由による措置を実施した場合、費用負担はどうなりますか。

⇒　やむを得ない事由による措置を実施し介護保険サービスを利用した場合には、9割相当分は保険給付から行われます。そのため、市町村は、残りの 1 割（特別養護老人ホームに入所した場合には、居住費と食費相当分も加算）を措置費として支弁することになります。また、措置費で支弁した費用については、介護保険制度に準じる考え方で、高齢者本人等の負担能力に応じて徴収することとなります（平成 12 年 3 月 7 日、全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料）。

【参考】老人ホームの入所措置の基準について

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成 18 年３月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）（下線部分は「老人」を「高齢者」に置き換えて記載）

第５　老人ホームの入所措置の基準

１　養護老人ホーム

法第 11 条第１項第１号の規定により、高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が次の（１）及び（２）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（１）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事　項	基　準
ア　健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症にり患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ　環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

（２）経済的事情については、老人福祉法施行令第２条に規定する事項に該当すること。

２　特別養護老人ホーム

法第 11 条第１項第２号の規定により、高齢者を特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ健康状態が１（１）アの基準を満たす場合において行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

【参考】居宅における介護等にかかる措置について

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成 18 年３月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）

第９　居宅における介護等にかかる措置

法第 10 条の４第１項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65 歳以上の者であって、身体又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、介護保険法に規定する居宅サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難とみとめられるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

７．３　居室の確保

ポイント

◆市町村は、やむを得ない事由による措置を適用し、高齢者を分離保護する必要があると判断した場合を想定し、居室を確保する必要があります。

◆自治体内に適切な施設がない場合や、養護者が高齢者を連れ戻しに来ることが予測される場合に備えて、都道府県や市町村間で連携して、広域で居室を確保することが求められます。

（１）法的根拠と運用上の工夫

市町村が高齢者虐待防止法第９条第２項の分離保護のために措置権限を適切に行使して、速やかに高齢者を保護するためには、虐待対応に備えて、市町村が措置入所を委託できる居室を確保しておくことが必要となります。そのため、市町村に対して、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第 10 条の４第１項第３号又は第 11 条第１項第１号若しくは第２号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずることが規定されています（第 10 条）。

この趣旨からすれば、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける居室の確保がまず必要とされますが、要介護状態や認知症等にも該当しない「自立」の高齢者も多いため、高齢者の状態に応じたさまざまな居室の確保が求められます。

運用上の工夫

高齢者虐待防止法第９条第２項が市町村に対して分離保護の措置を講ずる義務を負わせたことから、第 10 条では、市町村に対して、分離保護の措置をとるために必要な居室を確保する措置を義務づけています。いわば第９条第２項の分離保護と、第 10 条の居室の確保とは、表裏の関係にあります。

（２）定員超過の取扱いに関する施設への周知

介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象にはなりません。このことを自治体内の関係事業所へ周知し、居室確保の協力を求めることが重要です。

高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

第 25 条　指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（平成 18 年 3 月 31 日、厚生労働省令第 79 号）

※「虐待」の文言は、平成 18 年４月施行に併せ、改正されたものです。単なる特別養護老人ホームへの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象外となるのは、定員の５％増（定員 50 人の特別養護老人ホームでは２人まで）ですが、虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ、定員を５％超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。

7．4　面会制限

ポイント

◆面会制限の必要性が予測される事例については、契約による入所ではなく、やむを得ない事由による措置を適用させる必要があります。

◆高齢者虐待防止法第 13 条は、施設の管理権で面会制限を行うことを可能としていますが、その場合でも、市町村と連携しながら、面会制限の継続や解除などを判断する必要があります。

（1）法的根拠と法の解説

老人福祉法第 11 条に規定される養護老人ホームへの措置や特別養護老人ホームなどへの「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市町村長や養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができるとされています。（第 13 条）

この措置は、市町村としては、虐待からの保護という措置（行政処分）の付随的な処分として、また施設管理者は、施設における安全な高齢者の保護のため、施設管理権の一環として認められる権限です。

法の解説

高齢者虐待防止法では、高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合など、他の方法では虐待の防止が期待できない場合や、高齢者を保護する必要があると認めた場合には、市町村に対し、迅速かつ積極的に措置をとるよう求めています（第９条第２項）。

この分離保護により特別養護老人ホームなどの施設に入所した高齢者に対して、養護者はさまざまな方法によって接触を図ることがあります。しかし、虐待を受けた高齢者が養護者と会うことで、さらに精神的苦痛などのダメージを受けることや、養護者が高齢者を自宅に連れ戻し、虐待が再開する可能性もあります。

さらに養護者や養護者の意をくんだ親族が市町村や施設に来て高齢者との面会を求めることも考えられますが、そのような場合でも、市町村や施設は措置権または施設管理権に基づき面会を拒絶しなければなりません。

面会を求める養護者等には「高齢者と面会をする権利」などはなく、他方、市町村には措置権、施設には施設管理権があることによって、養護者等に対抗することが可能です。このような権限関係を前提として、市町村と施設が密接な連携をすることが不可欠です。

対応の流れ

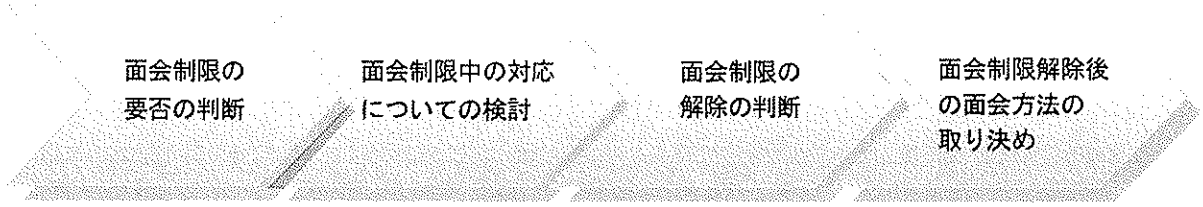

（２）面会制限の要否の判断

面会制限や高齢者の分離保護先を秘匿するかどうかの決定は、市町村の判断と責任で行います。

高齢者虐待防止法においては、どのような場合に面会制限を行うことが適切かという要件は明記されていませんが、高齢者の生命や身体の安全確保のために必要かどうかを判断する上では、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討することが重要です。

また、面会制限が必要と判断した場合には、制限する期間を定め、見直す時期を定めておくことが必要です。

面会制限の要否は、やむを得ない事由による措置により特別養護老人ホームに入所を依頼することと直接的な関係があるため、措置の適用とともに、市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断する必要があります。

【参考】面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況の例

○保護した高齢者が施設の環境に慣れ、安心して、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要すると考えられる場合

○情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できていない場合など、情報が揃うまでの一定期間

○高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合

○養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合　など

（３）面会制限中の対応についての検討

面会制限中も、養護者はさまざまな方法で、高齢者への接触を求めてくることが予想されます。

例えば、強引に高齢者を自宅に連れ戻そうとする（またはそのようなことが予測される）場合、高齢者や他の入所者、施設の職員に対して、養護者が暴力をふるったり、物を壊したりする（またはそのようなことが予測される）場合などに備え、市町村担当部署と施設は常に緊密に連携を取りあいながら、養護者が施設に現れた時点で市町村担当部署に連絡を入れる、警察に事前に連絡を入れる等の対応を協議しておくことが不可欠です。

（４）面会制限の解除の判断

面会制限の解除が可能かどうかの判断は、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討することが必要となります。これらの状況の評価は、評価会議で行います（74、103 ページ参照）。

以下に、面会制限の解除が可能と判断する際に確認するべきことを例示します。

【参考】面会制限の解除が可能と判断する際に確認するべきこと

○高齢者に、養護者との面会の意思があるか
○高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか（養護者の話題を出しても、話をそらしたり、怯えたり、不安がったりする様子がないか　など）
○養護者の態度や生活態度が改善できたと判断できる根拠があるか　　など

※特に「高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているかどうか」については、施設側と密に連絡をとって判断する必要があります。

（５）面会制限解除後の面会方法の取り組め

面会制限の解除が可能と判断した場合、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を虐待対応計画で定めます（91 ページ参照）。ただし、高齢者の安全を第一に考え、当初は市町村担当部署、地域包括支援センターの職員等の同席でかつ時間を制限して行うことから始めるなど、面会方法に工夫をすることが求められます。

面会することで養護者が態度を急変させる可能性もあるなどの理由で、保護場所を秘匿しておく必要があると判断する場合には、保護先の施設とは別の場所で一時的な面会を行い、高齢者や養護者の様子を観察しながら、次の段階へ進めるかどうかを判断することも必要になります。

以下に、高齢者と養護者の面会方法の例を示します。

【参考】高齢者と養護者の面会方法の例

○市町村担当部署、地域包括支援センターの職員等が同席する
○面会時間を制限する
○施設以外の場所で面会する　　など

面会制限に関するQ&A

Q１：高齢者虐待防止法第１３条は、虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限することはできますか。

⇒　老人ホーム等の施設を管理している施設長は、施設を管理する権限を有しており、その権限に基づいて誰に対しても施設自体あるいはその一部への立入りを拒否することができます。施設長の指示に反して施設に立ち入ったときは、建造物侵入罪に該当する可能性があります。

高齢者虐待防止法は、高齢者を保護するため、養護者と高齢者とを分離し、特別養護老人ホームなどに措置した場合、市町村長または施設長は、虐待をした養護者と高齢者との面会を制限することができることを規定しています（第13条）。

この規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者については面会制限の対象にしていません。しかし、虐待をした養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会をすることで、高齢者が精神的に苦痛を伴う可能性も考えられます。

そこで、施設長は、高齢者本人を保護するため、施設管理権に基づいて、施設内に入ることや高齢者の部屋への入室を拒否することができます。結果、そのような人々との面会を制限することができます。

ただし、面会制限の要否の判断は、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。

Q２：やむを得ない事由による措置を適用して高齢者を特別養護老人ホームに入所させた場合、養護者から高齢者が入所先の施設を教えるように要求されることがありますが、どのように対応したらよいでしょうか。

⇒　高齢者と血縁関係がある養護者であったとしても、個人情報保護法上は「他人」にあたります。養護者に対して高齢者の居場所を教える法的義務はありません。

養護者が面会に来る、あるいは連れ戻しに来る等の可能性がある場合、面会制限の解除の判断がなされるまでは、養護者に高齢者の居場所を教えるべきではありません。

Q３：養護者や家族、親族が「身内だから」という理由で面会を強要してきた場合、会わせる必要がありますか。

⇒　養護者や家族、親族であることを理由に面会を求めても、高齢者が養護者等と面会をすることで、高齢者への悪影響が予測される場合、そのような法的権利はないことを説明することが重要です。

面会制限に関するQ＆A

Q４：高齢者虐待防止法に基づく面会制限をすることができない（「やむを得ない事由による措置」によらない）老人ホームに入居している高齢者について、その高齢者を連れ戻して虐待を加えるおそれのある養護者等の面会を制限することはできますか。

⇒　前述のとおり、施設長は、施設管理権を有しています。そのため、この施設管理権に基づいて、高齢者に対してさらに虐待をする可能性のある養護者等に対して、施設自体あるいは部屋への立入りを拒否することができます。

その結果、措置に基づく入所だけではなく、契約により施設に入所した場合や病院に入院している場合など、高齢者虐待防止法第 13 条の適用がないケースでも、高齢者を保護するため親族などの面会を制限することが可能であると理解できます。

ただし、面会制限の要否の判断は、施設長が単独でするわけではありません。あくまで虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。例えば、高齢者が養護者に会いたいとの意向を有しているか否か、その意向はどのような判断に基づいたものか、養護者に面会させることにより、高齢者の精神的な動揺を招き、その後の施設での生活に混乱を来たさないか否かなどについて、市町村と施設とで検討する必要があります。

Q５：養護者に高齢者の居場所を知られないようにするために、高齢者の住民票の閲覧・交付等を制限することはできますか。

⇒　住民基本台帳法第 12 条 1 項では、「住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる。」としていますが、同時に、「市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる」と規定しています（第 12 条第６項）。

この条項については限定的に解釈すべきであるとの見解もありますが、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の場合と同様に取り扱うことが可能です。これらを制限する規定を設けている市町村もあります。

そのような規定を設けている市町村では、高齢者への影響を避けるために居所を秘匿したり面会制限をする必要がある場合には、市町村に申請して住民票の閲覧・交付等を制限することが可能です。

また、高齢者が成年後見制度を活用している場合、介護保険サービスや後期高齢者医療制度の利用状況の郵送先を後見人等が指定する場所に変更することが可能かどうか、庁内関係部署に問い合わせをするなど、養護者に高齢者の居所が特定されないような配慮も望まれます。

７．５　成年後見制度

ポイント

◆養護者による高齢者虐待の場合には、他の親族等の協力を得ることも難しいことが多く、市町村長申立てによる成年後見制度の活用を原則とします。

◆成年後見人等の選任によって虐待対応が終了するわけではありません。選任された成年後見人等と連携を図りながら、高齢者の生活安定に向けた支援を行うことが必要です。

（１）法的根拠と法の解説

認知症等で高齢者の判断能力が低下している場合の対応手段として、成年後見制度を活用することは有効といえます。高齢者虐待防止法でも、適切に老人福祉法第 32 条に基づいて市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立て」といいます。）を行うことが規定されています（第９条第２項、第 27 条第２項）。

法定後見の申立ては、原則本人・配偶者・４親等内の親族等が行いますが、高齢者虐待の場合には親族等が拒否をしたり協力を得ることが困難な場合も多いため、原則として、市町村長による申立てを行うこととなります。

法の解説

養護者による虐待により、高齢者はその人らしい生活を送ることができなくなります。特に高齢者の判断能力が低下している場合には、自分の思いどおりにはなりませんし、騙されても判りません。そのような場合、成年後見制度を活用し、成年後見人等が民法第 858 条に基づき、法定代理人として財産管理と身上監護をすることにより、以前の生活を取り戻すことが可能となります。

選任された成年後見人等は市町村や地域包括支援センターと連携しながら、虐待を行った養護者との関係調整をしたり、養護者に対して搾取された被害に対する返還請求をすることなどによって、高齢者が安心して生活ができるように支援をします。

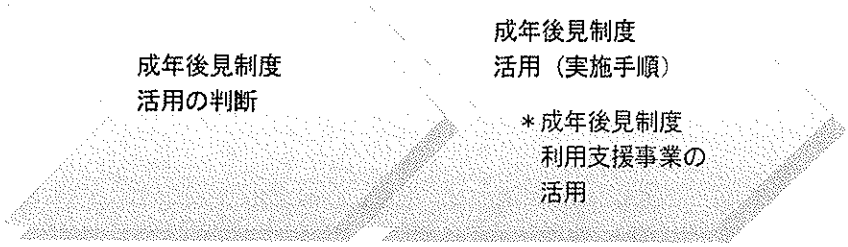

（２）成年後見制度活用の判断

高齢者虐待において成年後見制度を活用する具体的な場面としては、以下のような状況が想定できます。

【参考】成年後見制度を活用することが想定される状況

①経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合

②介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用など生活上必要な契約等の判断に関して、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合

③やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合

④経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合　　など

（３）成年後見制度活用の実施手順

成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに、申立ての準備に入ります。高齢者虐待対応における成年後見制度利用の場合、市町村長申立てが原則となる点が特徴的です。

また、緊急性が高い場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使するなど、審判前の保全処分を検討することが有効です。

成年後見制度を活用する際の留意事項

親族が市町村長申立てに反対した場合でも、高齢者本人の権利保護を優先する

・高齢者虐待の場合、２親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられますが、緊急性がある場合は本人の保護を図るため、市町村長申立てをすることが重要です。

財産管理手段を適用させる

・年金等の搾取から守るために財産を管理する手段を講じたい場合は、成年後見開始審判の申立てとともに、家事審判法上の保全処分として、財産管理者の選任を求め、速やかに財産管理者が年金等を確保する手段を活用することも必要です。

（4）成年後見制度利用支援事業の活用

経済的虐待を受けている場合などは、高齢者の資産から成年後見人等への報酬支払いを確保することが困難ですので、介護保険制度の任意事業である「成年後見制度利用支援事業」によって報酬助成を行えるような環境を整備することが重要です。

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から制度を利用できないといった事態を防ぐことを目的とするものです。そのため、以下のような事業内容が例として示されています。

【参考】成年後見制度利用支援事業の例

○申立費用、後見人等報酬等に対する助成
- 申立費用
- 登記印紙代、鑑定費用、後見人・保佐人等の報酬等

○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
- パンフレットの作成・配布（印刷製本費、役務費、委託料等）
- 説明会・相談会の開催（諸謝金、旅費、会場借上費等）

なお、成年後見制度利用支援事業の補助対象者については、「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」（平成 20 年 10 月 24 日、厚生労働省老健局計画課長）事務連絡において、「成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。」との見解が示されています。この趣旨を踏まえ、市町村においては成年後見制度利用支援事業の利用促進に努めるべきです。

成年後見制度の活用に関するQ&A

Q１：高齢者の住民票と居住地が異なる場合、市町村長申立てはどちらの自治体が実施するのが適切でしょうか。

⇒　市町村長申立てについては、「高齢者の実態を最も良く把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定している。」（「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び成年後見制度利用支援事業に関するＱ＆Ａについて（平成 12 年７月３日事務連絡）」のＱ１回答を援用させて解釈）ことから、高齢者が現に居住している市町村長が申立ての必要性を判断し、実施することになります。

Q２：やむを得ない事由による措置で施設に入所した高齢者に、成年後見人等が選任された場合、措置はどのように取り扱うことになりますか。

⇒　「やむを得ない事由による措置」で入所した高齢者に成年後見人等が選任され、やむを得ない事由が解消されたと判断できた場合、やむを得ない事由による措置は解除され、成年後見人等の契約による入所に切り替えます。ただし、後見人等が選任されても、面会制限を継続する必要性がある場合などは、やむを得ない事由による措置は解除できません。

また、後見人等が選任されたことをもって、市町村が行ってきた虐待対応が終結するわけではありません。虐待対応を終結するかどうかの判断は、評価会議を開催して検討する必要があり、終結と評価できない場合、後見人が選任されても、市町村による虐待対応は継続します。

後見人等が選任された後、市町村は後見人等から「やむを得ない事由による措置」により受けた費用を徴収します（老人福祉法に基づく措置に対する「費用徴収」）。なお、生活保護受給者の場合は費用の徴収はされません。

Q３：治療が必要であるにもかかわらず、高齢者本人や家族親族が治療を受けいれていない等の場合、どのように対応すればよいでしょうか。

⇒　高齢者に判断能力がある場合には、高齢者に対して治療を受けるように説得することになります。他方、高齢者に判断能力がない場合には、成年後見制度の活用を検討し、成年後見の審判確定後に、後見人等が法定代理人として医療機関と医療契約を締結して受診することが考えられます。

なお、後見人等には、手術等の医療行為についての同意権はないことに注意が必要です。

Q４：成年後見制度利用支援事業が予算化されていない場合、どのようにしたらいいでしょうか。

⇒　本人による申立てが可能な場合で、弁護士等が申立代理人となる場合、日本司法支援センター(「法テラス」)が行っている民事法律扶助による援助により、申立費用（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等。報酬は含まない。）の全額立替払いを受けることができます。

○大河原町老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱

平成23年7月1日
告示第83号

（目的）

第1条　この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条　措置の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第9条に規定する被保険者で、やむを得ない事由により同法に規定する介護サービス（以下「介護サービス」という。）を利用することが著しく困難な者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　本人が家族等から虐待又は無視を受けていることにより、本人の意思に反して、介護サービスの利用契約が締結できない者

(2)　本人が認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がいない者

(3)　その他町長がやむを得ない事由と認める者

（措置の内容）

第3条　町長は、前条各号のいずれかに該当する者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる介護保険法に規定する措置を行うものとする。

(1)　訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護を提供すること

(2)　通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を提供すること

(3)　短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供すること

(4)　小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を提供すること

(5)　認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供すること

(6)　地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所すること

（調査及び措置の決定）

第4条　町長は、対象者であると見込まれるものを発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該者の実態を調査するものとする。

2　町長は、当該者が介護保険法に規定する介護認定を受けていない場合には、必要に応じて要介護認定の申請を受けさせるものとする。ただし、急を要する場合には、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施するものとする。

3　町長は、第1項の実態調査及び前項の要介護認定の結果を基に、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行うものとする。

(1)　当該者の意思及び尊厳

(2)　当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境

(3)　近隣住民等の生活への影響

(4)　その他当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4　町長は、前項の規定により措置の決定を行ったときは、措置決定通知書（様式第1号）により当該者に通知するものとする。

5　町長は、措置を決定した後、随時、当該者及びその出身世帯を訪問し、必要な調査及び指導その他必要な援助を行うものとする。

（事業の委託）

第5条　町長は、措置を決定した場合には、措置委託決定通知書（様式第2号）により、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を行う者（以下「事業者」という。）に第3条各号に掲げるサービスの提供を委託するものとする。

2　町長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、法第20条の規定により当該事業者に措置を受託させるものとする。

（費用の支弁）

第6条　町長は、措置に要する費用を支弁する。ただし、当該措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を、又は介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合はその軽減分を上乗せした額)を支弁する費用から除くものとする。

(費用の請求)

第7条　事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書(様式第3号)により町長に請求するものとする。

(費用の徴収)

第8条　町長は、第6条の規定により費用を支弁したときは、法第28条の規定に基づき、当該措置に係る者又は民法(明治29年法律第89号)第877条に定める扶養義務者(以下「被徴収者」という。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。ただし、被徴収者が次の各号のいずれかに該当する場合は、費用の徴収を免除することができる。

(1)　費用を徴収することによって生活保護を要する状態になると認めるとき
(2)　り災その他特別な事情によって生計が著しく悪化しているとき
(3)　その他費用の徴収が著しく困難であると町長が認めたとき

(措置の変更)

第9条　町長は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認めるときは、措置を変更するものとする。

2　町長は、前項の規定により措置を変更したときは、当該措置に係る者及び当該事業者に対し、様式第1号及び様式第2号により通知するものとする。

(措置の解除)

第10条　町長は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、措置を解除するものとする。

(1)　介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状態から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき
(2)　成年後見制度等に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき
(3)　その他町長が、措置に係る者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めるとき

2　町長は、前項の規定により措置を解除したときは、当該措置に係わる者及び当該事業者に対し、様式第1号及び様式第2号により通知するものとする。

(成年後見制度の活用)

第11条　町長は、措置に係る者が介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判を請求するなど、その他成年後見制度を活用できるようにするため援助を行うものとする。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

様式第2号(第5条、第9条、第10条関係)

第　　号
年　　月　　日

殿

大河原町長

措置委託決定通知書
(開始・解除・変更)

老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号並びに大河原町老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

措置を受ける人	氏　名		生年月日	年　月　日生 (満　　歳)
	住　所			
	要介護度	(被保険者番号　　)		
措置区分	開始・解除・変更	実施年月日	年　月　日から実施	
決定内容(変更・解除を含む)				
決定理由				
措置を受ける人の自己負担	有　・　無　(自己負担額　　円)			
その他				

様式第1号(第4条、第9条、第10条関係)

第　　号
年　　月　　日

殿

大河原町長

措置決定通知書
(開始・解除・変更)

老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号並びに大河原町老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱第4条第4項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

措置を受ける人	氏　名		生年月日	年　月　日生 (満　　歳)
	住　所			
	要介護度	(被保険者番号　　)		
措置区分	開始・解除・変更	実施年月日	年　月　日から実施	
決定内容 (変更・解除を含む)				
決定理由				
措置を受ける人の自己負担	有　・　無　(自己負担額　　円)			
その他				

不服申立て等

1　この決定について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に大河原町長に対して、異議申立てをすることができます。

2　また、この決定取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大河原町を被告として(訴訟において町を代表するものは大河原町長となります。)、この決定の取消しの訴えをすることができます。ただし、決定のあった日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第7条関係)

措置費請求書

年　月　日

大河原町長　　殿

事業者・施設名
所在地
代表者名

大河原町老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

措置対象者	氏名		生年月日	年　月　日生 (満　　歳)
	住所			
	要介護度	(被保険者番号　　)		
請求金額		金　　円(うち消費税　　円)		
提供したサービスの内訳と積算				

「やむを得ない事由による措置」
（特養への入所措置）事務手引き

平成16年2月

宮城県保健福祉部 長寿社会政策課

目　　次

はじめに　・・・・1

1．やむを得ない事由による措置の意義
～高齢者虐待への対応の視点から　・・・・3

2．やむを得ない事由による措置の要件

【1】「申請」や「契約」という行為について　・・・・5

【2】要件とその場合の措置の効果、留意事項　・・・・6

3．手続　～虐待発見からやむを得ない事由による措置、契約への移行まで

手続フロー図　・・・・8

【0】発見・通報～情報収集・対応検討～対応　・・・・9

【1】やむを得ない事由による措置の準備段階　・・・10

【2】措置の実施　・・・12

【3】措置廃止・契約への移行　・・・13

4．Q&A　・・・16

5．実施要綱例　・・・18

資料編

関係条文等一覧　・・・21

関係資料等一覧　・・・25

はじめに

介護保険制度スタートにより特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）への入所は措置から契約に移行しましたが、要介護認定の「申請」や介護保険サービスの利用「契約」といった意思能力を必要とする法律行為ができない場合のために、老人福祉法第10条の4及び第11条において「やむを得ない事由による措置」の規定が明文化され、市町村が職権でサービス提供に結び付けることが可能となりました。

しかし、これまでのところ「やむを得ない事由による措置」の活用は、必要性の認識や手続内容の理解の浸透が進まないこと等もあり低調で、平成15年9月8日開催の全国介護保険担当課長会議（厚生労働省主催）においても、必要な場合に適切に措置が行われるよう指摘があったところです。

一方で、高齢者虐待への認識の高まりや各関係機関における要対応ケースの増加等もあり、「やむを得ない事由による措置」は高齢者虐待への対応におけるセーフティネット（最終手段としての虐待者からの切り離し等）としての役割を強く期待されるようにもなってきています。

以上のような状況を受けて、制度理解を一層進めると同時に、今後の高齢者虐待への適切かつ積極的な対応につながることを期待し、本事務手引きを作成しました。
「やむを得ない事由による措置」の具体的な事務手続きについての解説に加え、資料等も添付しておりますので、各市町村における要措置ケースへの対応やそのための体制整備に生かしていただければ幸いです。

※「やむを得ない事由による措置」には、法第10条の4第1項に基づく居宅における介護等の措置と法第11条第1項第2号に基づく特養への入所措置があります。
いずれも「家族等の虐待又は無視を受けている場合」が要件のうちの一つとなっており、虐待ケースへの対応策の一つとなり得ます。

本マニュアルは特養への入所措置事務に係る手引きですが、要件等については居宅における介護等の措置と同様ですので、御参考に願います。

1. やむを得ない事由による措置の意義
～高齢者虐待への対応の視点から

【1】高齢者虐待をめぐる状況

急激な高齢化、家族形態の変化、女性の社会進出等、高齢者を取りまく環境は大きく変化してきています。
また、それらに対応するための高齢者サービスも多様化しており、高齢者が過ごしやすい環境を構築するための施策や事業が検討・実施されているところです。

こうした取り組みがされている一方で、高齢者への虐待事例があることも事実で、特に家庭内における高齢者虐待については、その潜在性から、何の対応もされていない事例も少なくありません。
現在、高齢者虐待についての統一された定義はなく、また、介護者の無理解等により虐待と気づかずにそれが繰り返されていることもあるようです。
さらに、虐待が発見されたときの対応が明確に確立されていないことや虐待状況に介入する場合の法的権限もあいまいであること等が、高齢者保健福祉関係者の虐待問題への取り組みを一層難しいものにしています。

それにもかかわらず、介護保険のスタートにより高齢者の生活に関する権利意識が醸成されてきたことや家庭外のサービスの導入機会が飛躍的に増加したこと等から、高齢者虐待への関心は年々高まっており、高齢者保健福祉関係者の問題意識や取り組みへの意欲も強まってきている状況です。

【2】高齢者虐待への対応における「やむを得ない事由による措置」(特養への入所措置)の意義

関係機関による様々な介入の努力にもかかわらず、虐待者から切り離すしか高齢者本人を守る手段がない場合、あるいは虐待の状況が高齢者の生命に関わるようなもので、一刻も早く高齢者本人を救い出す必要がある場合には、一時あるいは長期の保護を行う必要が出てきます。

高齢者虐待においては、児童虐待における児童相談所やDVにおける保護シェルター等のシステムはなく、老人福祉法に定める老人保護措置制度がそれに代わるものとなります。

養護老人ホームへの入所については従前同様措置制度により入所することになります。
また、特養については介護保険スタートにより措置から契約に移行しているため、虐待があっても特養利用について了解が得られ、本人にも意思能力があれば、通常の契約による入所が可能となります。

しかし、本人に契約行為をしうるだけの意思能力が欠けていたり、虐待者が利用契約を妨害したりしている場合(例えば「特養に入れるのは体裁が悪い」とか「費用の自己負担分を払うのがいやだ」等)には、契約による入所ができないため、そのような場合には「やむを得ない事由による措置」として、市町村が職権により入所措置を行うこととしたものです。

従って、やむを得ない事由による措置を行うケースは虐待事例に限られるものではなく、高齢者本人に意思能力がなく本人を代理する者もいない場合(痴呆で身寄りもない等)も該当してきますが、特に上記のような高齢者虐待をめぐる状況をふまえて考えると、そこでのやむを得ない事由による措置は、被虐待者及び高齢者虐待に関わる様々な関係機関の双方にとって、セーフティネットとして非常に重要な意義をもちうることになります。

※高齢者虐待への対応フローチャート(例)

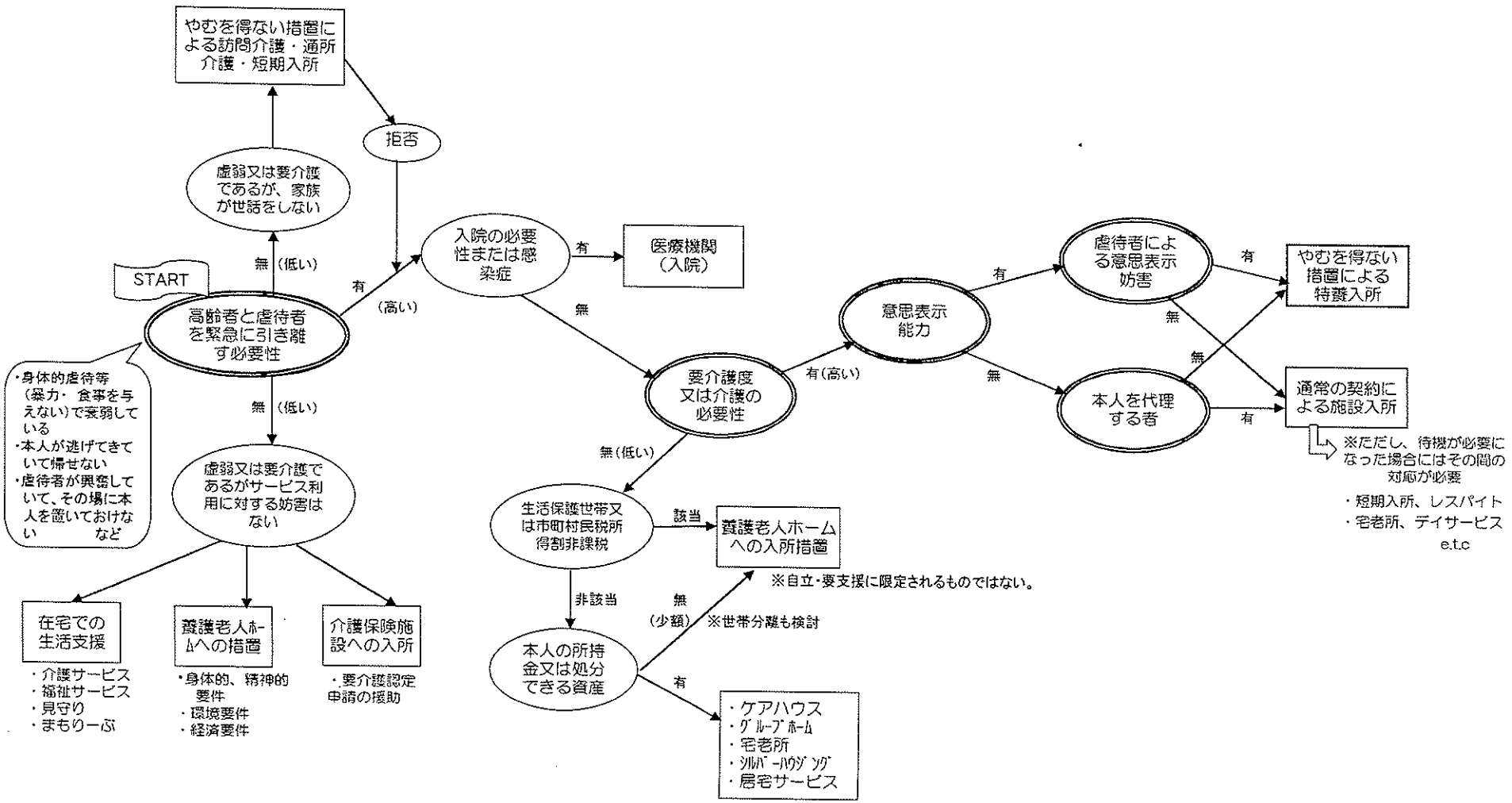

2. やむを得ない事由による措置の要件

【1】「申請」や「契約」という行為について

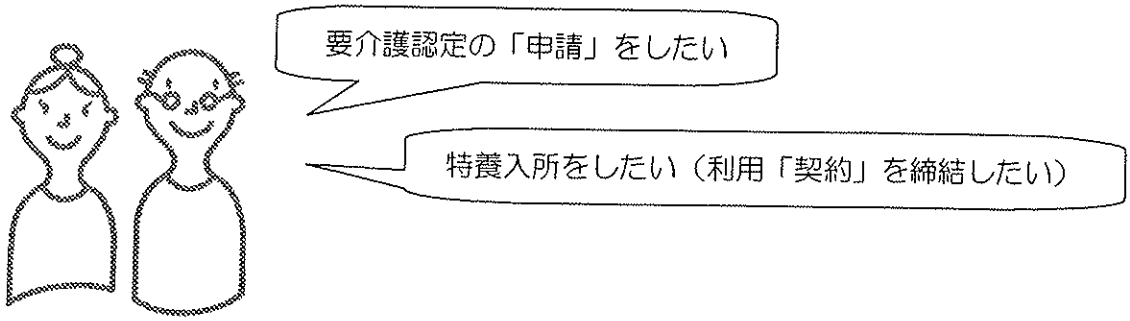

上記のような、「申請」や「契約」は民法上「法律行為」と呼ばれ、意思表示が有効になされることで成立する行為です。

意思表示が有効になされるためには、当事者が必要な意思能力（判断能力とも言います）をもち、内容をよく理解し、どうするか合理的に判断し、それを表明する必要があります。

もし、本人が痴呆等で意思能力が低下していれば、理解や合理的判断が困難になるでしょうし、意思表示することを妨害されたりしたら、そもそも「申請」や「契約」は不可能でしょう。

ここで気をつけてほしいのは、たとえ家族であっても、本来、本人に代わって法律行為を行うことはできないということです。法律行為の主体はあくまで本人なのです。

「やむを得ない事由による措置」は、上記のように本人が「申請」や「契約」といった法律行為をなし得ない場合に行われる措置であり、そのような場合に限定する要件が設定されています。

※平成12年4月の介護保険導入では、それまで措置によってきた介護サービスの利用が契約に移行しましたが、上記のように本人による契約行為ができない場合を想定して、後見人等が本人を代理して契約行為を行う成年後見制度が併せて制度化されました。
しかし、後見人等の選任のための審判手続を待てないような緊急性のある場合等に対応するために、「やむを得ない事由による措置」が必要となるのです。

【2】要件とその場合の措置の効果、留意事項

国の入所措置指針(関係条文等一覧を参照)に「やむを得ない事由による措置」の要件が規定されています。

(1)本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合

⇒ 効果:本人の意思能力の有無にかかわらず、虐待者の妨害により意思表示ができないでいる場合に措置による利用が可能になる。

(この場合の妨害とは、積極的に意思表示を阻む場合(「入所したいなんて言うな」と脅す等)と本人の意思表示に必要な援助を行わない場合(寝たきりで自力では外部と接触できないのに家族が人に会わせない等)が考えられる。)

⇒ 留意事項:

ここでのポイントは「本人の意思表示を虐待者が妨害している」という部分である(加えて緊急に虐待者から離す必要があるから措置を行うこととなる)。

従って、虐待や無視の状況がひどく、即刻切り離しの必要があるような場合でも、サービス利用については虐待をしている家族等の了解が得られる等意思表示が妨害されない状況であれば通常の契約による利用となることに注意が必要である。

(2)痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がいない場合

⇒ 効果:法律行為に必要な意思能力を欠いており、かつ適法な代理権を有する者もいない場合で、本来は成年後見制度を活用してサービスを利用すべきだが、成年後見等がスタートするまでのつなぎとして、措置により利用が可能になる。

⇒ 留意事項:

意思能力の有無やその程度はその人の状態によって様々であり、また意思表示しようとする内容(例:締結しようとする契約の内容)の複雑さ等に応じて、必要とされる意思能力の有無を個別に判断することとなる。

実際には、ボーダーライン上のケースや、いわゆる「まだら呆け」でその時によって必要とされる意思能力があったりなかったりするケースがあるため、ケースの緊急性も考慮しながら現場で判断することとなる。

なお、参考資料として全国社会福祉協議会作成の地域福祉権利擁護事業における契約締結能力判定ガイドラインを示す(P36参照)。

※実際には(1)と(2)の複合ケース(本人が痴呆で、かつ家族からの虐待を受けている等)も多いものと思われます。

参考：「やむを得ない事由による措置」の要件判断（図）

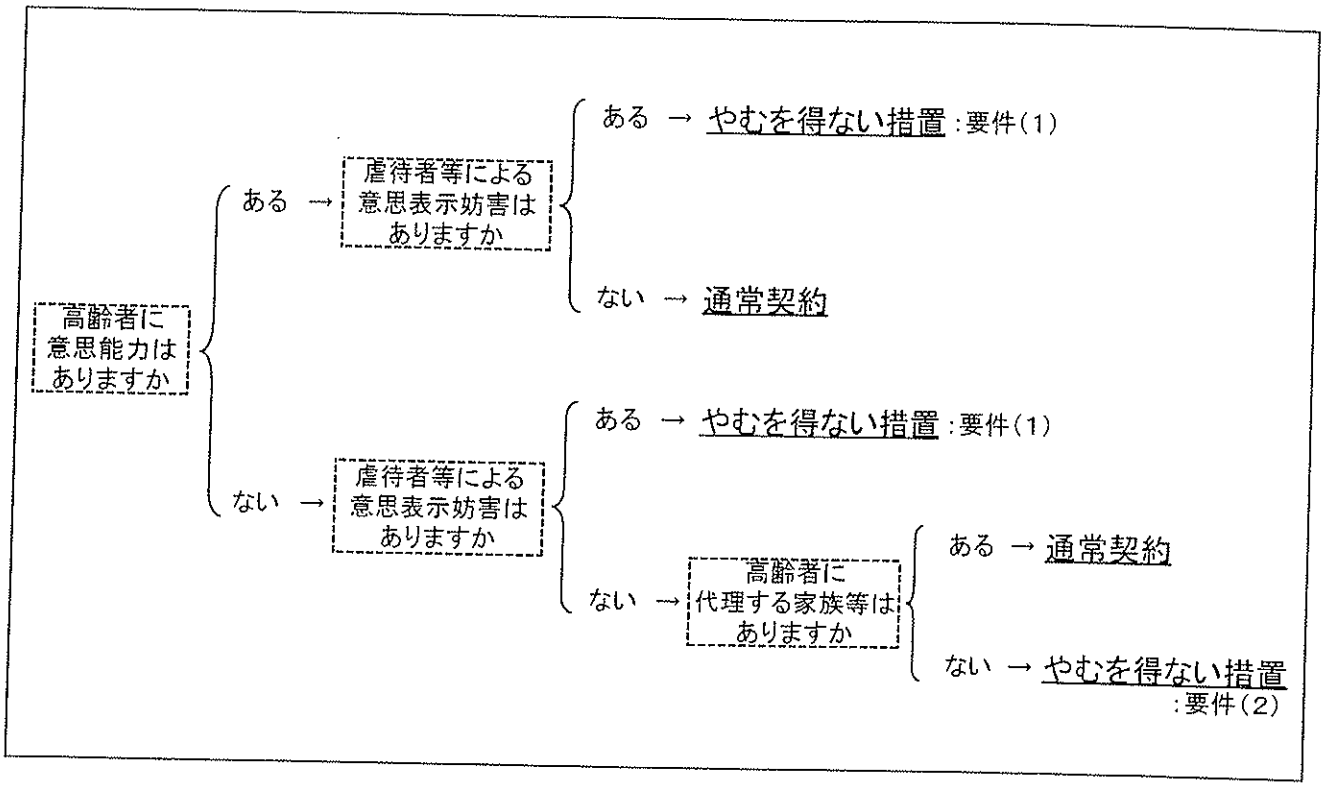

参考：「やむを得ない事由による措置」手続フローチャート

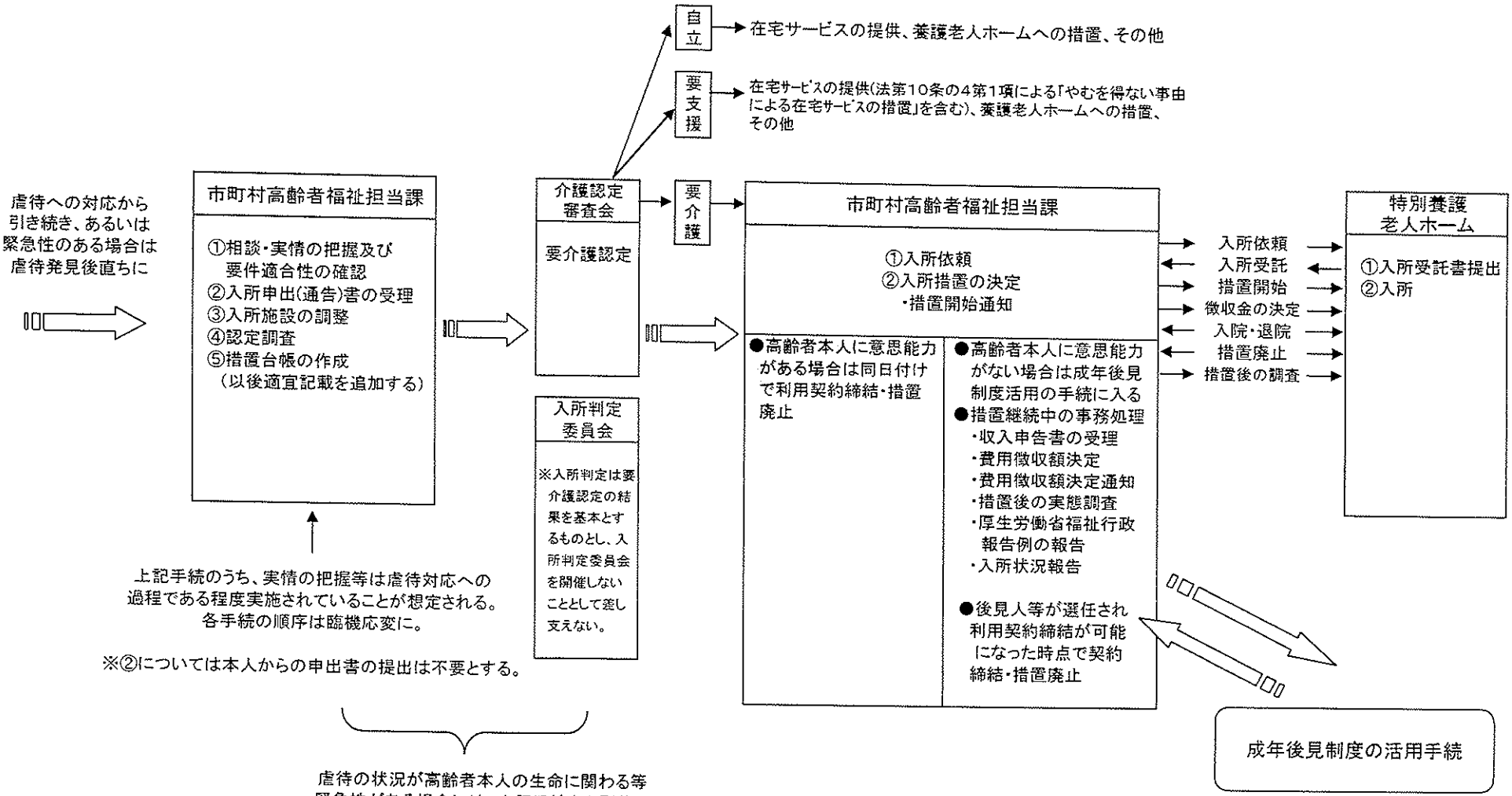

3. 手　続
～虐待発見からやむを得ない事由による措置、契約への移行まで

【0】発見・通報～情報収集・対応検討～対応

(1)発見・通報

家庭内における高齢者虐待は、医療機関や在宅介護支援センター、居宅サービス提供者、地域住民(民生委員)等によって発見されることが多いようです。

上記により発見された虐待事例に対応する窓口は、明確な取り決めが為されてはいませんが、老人福祉法第5条の4第2項による実情把握義務をもつ市町村又は高齢者相談窓口として位置づけられ、処遇困難事例の調整機能を担っている在宅介護支援センター等が窓口となり通報を受けることが望ましい。

※通報者によっては県関係機関に相談する場合も想定されるが、その場合でも市町村等と連携をとりつつ対応することが必須となる。

(2)情報収集・対応検討

通報を受けた機関は、必要に応じて他の関係機関の協力も得ながら情報収集を行いますが、この場合多くの機関が関わることがマイナスになるケースもあり得ます。プライバシーの保護に留意する必要もあります。

さらに、地域ケア会議等の場で対応の方向性や具体策の検討を行いますが、そこでは虐待の程度と高齢者本人の健康状態、虐待者の心身の状況等を総合的に考慮し、また、対応の緊急性を判断する必要もあるでしょう。

(3)対応

検討した内容を基に、高齢者本人及び虐待をしている家族等へのケアを実施します。

その中には、介護保険制度を利用することや地域での見守り等も含まれますし、医療的な対応が必要な場合には医師による診察や入院が、事件性がある場合には警察への連絡が必要になるケースもあるでしょう。

また、虐待者からの分離が必要な場合には市町村が措置権に基づいて老人福祉施設に措置をすることも検討されます(養護老人ホームなら通常の措置、特別養護老人ホームなら「やむを得ない事由による措置」)。

※参考文献
横須賀市健康福祉部中央健康福祉センター高齢者虐待防止ネットワーク事業事務局作成
「高齢者虐待防止ネットワーク事業報告　マニュアル〔第1版〕」

【１】「やむを得ない事由による措置」の準備段階

※以下の手続は、「やむを得ない事由による措置」に特有な部分以外は、基本的に通常の養護老人ホームへの入所措置手続と同様です。
以下の記述はおおまかなものですので、詳細については平成8年4月1日施行の「入所措置事務手引き」を参照してください。手続様式も同手引きに規定しているものと同様です。

(1)相談・実情の把握及び要件適合性の確認

特養への入所が必要と判断された場合には、それまで把握している情報を基に「やむを得ない事由による措置」の要件に合致しているかのおおまかな確認を行う。

実際には、その時点で把握できている情報では判断できず、さらなる実態調査を待って確認することもあると思われる。

(2)申し出(通告)及び申出(通告)書の受理

市町村以外の機関が虐待への対応を行っていた場合は、その者から老人ホーム入所(養護)申出書(様式第2号)を提出してもらう。
これは措置が適当と思われるものを発見した者からの通告の意味を持つものである。

本人からの申出書は不要とする。
(痴呆等により本人の意思能力が低下し、あるいは虐待者からの妨害により契約等ができない状況での措置であるため、本人からの申出書の提出は現実的にも困難である。)

(3)入所施設の調整

空き状況等も確認しながら入所施設の調整を行う。
なお、「やむを得ない事由による措置」による定員超過については、入所定員の5%(入所定員が40人を超える場合は2人を上限)までは減算されないが、この取扱いはあくまで一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過を解消する必要がある(P31参照)。

入所施設の選定に当たっては、本人の希望が確認できればそれを極力尊重する。
また、虐待者との関係等を考慮し敢えて居住地から離れた施設とすることもあり得る。

(4)職権による認定調査及び主治医意見書

「やむを得ない事由による措置」の対象となるのは介護保険法に基づく要介護認定において要介護状態に該当する者なので、その判定に必要な調査を行う。
なお、通常の要介護認定は申請を受けて実施されるものであるが、「やむを得ない事由による措置」の手続としての要介護認定は市町村が職権で実施するものである。
高齢者本人の主治医に意見書を求め、あるいは指定医等の診断を受けさせる。

(5)介護認定審査会における審査・判定及び入所判定委員会

介護認定審査会を開催し、認定調査の結果及び主治医意見書を基に要介護認定を行う。
入所判定委員会については個々の必要性に応じて開催する(「やむを得ない事由による措置」の入所判定については、介護認定審査会における要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えないとされている(P22参照))。
なお、認定結果が要支援又は自立であった場合は、養護老人ホームへの通常の措置の対象となる。

(6)措置の要否の決定

要介護認定結果をふまえ、措置の要否を決定する。
その際には、日常生活動作の状況及び精神の状況についての判定を要介護認定の結果によることとし、その他の項目については養護老人ホームへの通常の措置と同様に判定する。

(7)入所依頼及び受託

入所施設に入所依頼書(様式第7号)及び関係書類を送付し、それに対して施設の長から入所(養護)受託書(様式第22号)を提出してもらう。

※緊急性がある場合の取扱いについて

虐待の状況が高齢者本人の生命に関わる等緊急性がある場合には、(2)、(4)、(5)、(6)の手続を事後にし、とり急ぎ措置の種別の判断(養護老人ホームへの通常の措置か特別養護老人ホームへの「やむを得ない事由による措置」か。推定される要介護度に応じて判断する)、入所施設の調整及び入所依頼・受託の取り交わしのみを行って、措置を開始しても差し支えないものとする。

もし、「やむを得ない事由による措置」で特別養護老人ホームに緊急入所したものの、事後の要介護認定で要支援又は自立になった場合は、養護老人ホームへの通常の措置等の手続に切り替える必要がある。
なお、次ページで詳述するが、その場合の特別養護老人ホーム入所中の費用は介護保険給付がないことから、その分は措置費で負担することとなる。

従って、緊急性があるからといって全て「やむを得ない事由による措置」とするのではなく、本人の状態に照らして要介護1～5に該当しそうか見極める必要がある。

【2】措置の実施

(1)措置決定・措置開始通知書

入所日を決定し、措置開始通知書(様式第13号)を被措置者に、措置開始通知書の写しを施設の長に送付する。
措置開始の日は入所当日付けをもってし、入所時は原則として担当者が立ち会うものとする。

(2)措置台帳の作成・経過記録

措置した者については措置台帳(様式第24号)を作成し、常にその記載事項について整理しておくとともにケース記録票にこれまでの経過について記載すること。
また、今後のケースの処遇上、特に留意を要すると認められる事項及び今後の指導方針について記載すること。

(3)措置費の支弁及び介護保険給付

「やむを得ない事由による措置」に係る費用は通常の措置と異なり、措置費基準額から算定するのではなく、職権で行った要介護認定の結果に基づき、その要介護度に応じた介護報酬額をもって経費とする。
またその費用負担については、9割(+食費)相当分は介護保険給付が行われることから、残りの1割(+食費の標準負担額)相当分(介護保険制度では自己負担分とされている)について、措置費を支弁することになる。

被措置者本人からの費用の徴収については、この1割(+食費の標準負担額)相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費及び食費に関する利用者負担と同水準の費用徴収を行うこととされている(平成12年3月7日平成11年度全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料参照)。

各施設から通常の介護報酬請求の場合と同様に、9割(+食費)相当分を国保連合会に請求し、併せて1割(+食費の標準負担額)相当分を措置市町村に請求する。
措置市町村はその額を施設に支弁し、一方で被措置者本人に負担能力に応じた費用徴収を求める。
具体的には、本人負担能力に応じて高額介護サービス費の適用を勘案した費用徴収となるため、その場合には1割相当分と高額介護サービス費を適用した額との差額が最終的に措置費として残り、そのうち2分の1を国が、4分の1を県が負担することとなる。

※介護保険法上の正式な表現としては、「9割(+食費)相当分」は「法定代理受領分」、「1割(+食費の標準負担額)」は「自己負担分及び食費の標準負担額」となる。

※緊急性がある場合の費用負担の取扱いについて(参考P14)

前ページで述べたように、緊急に措置する必要があり、要介護認定を事後に実施することとして取り急ぎ措置を行った場合、事後に「要介護」の判定がされれば、その費用負担については措置日に遡って介護保険からの給付がされるため、措置担当者と介護保険担当者間で調整をとっておく必要がある。

事後の要介護認定の結果、「要支援」または「自立」の判定がされた場合には、介護保険からの給付はなされないため、その分(9割(+食費)相当分。要介護1で算定する)も措置費で負担し、市町村から施設に支弁する(P17「4. Q&A」の5参照)。

【3】契約への移行・措置廃止

(1)契約への移行

「やむを得ない事由による措置」は、あくまで通常の介護保険制度利用までのつなぎとして行われるものであるため、「やむを得ない事由」が消滅した時点で措置を解除し、通常の契約に基づく介護サービス利用に移行することになる。

(ア)本人に意思能力がある場合～利用契約締結

措置によって特別養護老人ホームに入所することにより、家族等の虐待又は無視の状況から離脱するため(契約締結を妨害される、あるいは契約締結の援助が得られないという状況から脱するため)、意思能力があればその時点で介護保険サービス利用契約が可能になる。

そのため遅滞なく通常の介護サービスへの移行手続をとる必要があるが、具体的には、措置入所した同日付けで特別養護老人ホーム利用契約を締結し、併せて措置廃止の手続を行う。

この場合には、措置と同日付けで通常の介護保険サービス利用に移行するため、措置費としての費用負担は生じてこない。

(イ)本人に意思能力がない場合～成年後見制度等の利用

本人に意思能力がない場合は、虐待又は無視の状況から離脱しても利用契約締結はできないため、成年後見制度を活用して本人を代理する後見人等が選任された時点で、後見人等が本人に代わって利用契約を締結し、併せて措置廃止の手続を行う。

この場合には、「やむを得ない事由による措置」を行うと同時に成年後見制度活用の手続も開始する必要があり、無為に措置を継続するようなことがあってはならない。

成年後見等審判の開始申立は、本人の四親等内親族がいる場合にはその者の申立てによるが、虐待又は無視の状況で申立てが望めないような場合には市町村長が申立てを行うこととなる。

> ※市町村長申立ての手続については、平成14年度に宮城県において作成・送付した「成年後見制度(市町村長申立て)活用マニュアル」を参照のこと。

(2)措置廃止

契約による利用に移行した日と同日付けで措置廃止を決定し、入所(委託)解除通知書(様式第23号)を施設の長に、措置廃止(休止)通知書(様式第14号)を被措置者に(あるいは成年後見人等がいる場合にはその者に)送付する。
なお、措置廃止(休止)通知書の写しを施設の長に送付すること。

※ケースによっては入所継続以外の選択肢もあるものと思われる。
(例:介護度が低い場合に、退所して自立した生活を送ることをめざす等)

参考：「やむを得ない事由による措置」に係る費用徴収等の考え方

区分		保険給付分	本人負担 （費用徴収）分	措置費分 （本人負担分除く）
①	通常のやむを得ない事由による措置	・介護費9割 ・基本食事サービス費（2,120円）－食費標準負担額（780円）	・介護費1割 ・食費標準負担額（780円）	なし （一時的に措置費を支弁するものの本人負担分の徴収により0になる。）
②	①で高額介護サービス費の適用を勘案した場合	・介護費9割 ・基本食事サービス費（2,120円）－食費標準負担額（500円or300円）	・高額介護サービス費を適用した本人負担上限額（24,600円or15,000円） ・食費標準負担額（500円or300円）	・介護費1割－高額介護サービス費を適用した本人負担上限額 （うち1／2を国が、町村分については1／4を県が負担）
③	②でさらに生活保護相当となる者 （被保護者を含む）	・介護費9割 ・基本食事サービス費（2,120円）－食費標準負担額（300円）	なし	・介護費1割 ・食費標準負担額（300円） （うち1／2を国が、町村分については1／4を県が負担）
④	通常のやむを得ない事由による措置	なし	・介護費1割相当 ・食費標準負担額（780円）相当	・介護費9割相当 ・基本食事サービス費（2,120円）相当－食費標準負担額（780円）
⑤	④で高額介護サービス費の適用を勘案した場合	なし	・高額介護サービス費を適用した本人負担上限額（24,600円or15,000円）相当 ・食費標準負担額（500円or300円）相当	・介護費10割相当－高額介護サービス費を適用した本人負担上限額 ・基本食事サービス費（2,120円）相当－食費標準負担額（500円or300円）
⑥	⑤でさらに生活保護相当となる者 （被保護者を含む）	なし	なし	・介護費10割相当 ・基本食事サービス費相当

※④、⑤、⑥は要介護認定を事後実施として入所措置したものの、結果として要支援又は自立として認定され、介護保険からの給付がない場合の費用負担に係るものである（算定は要介護1に準じて行う）。

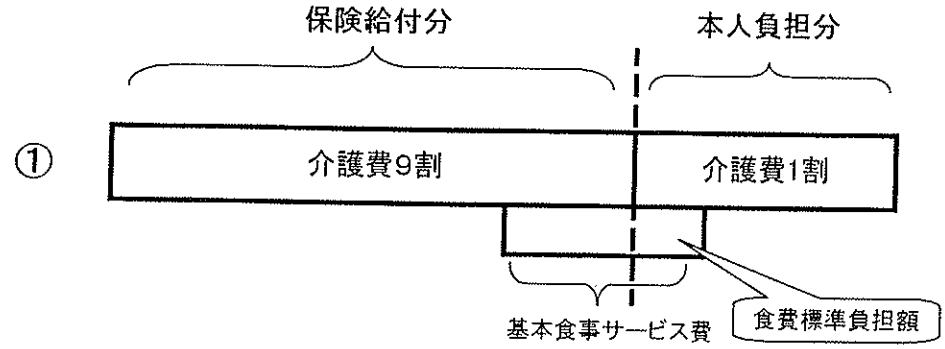

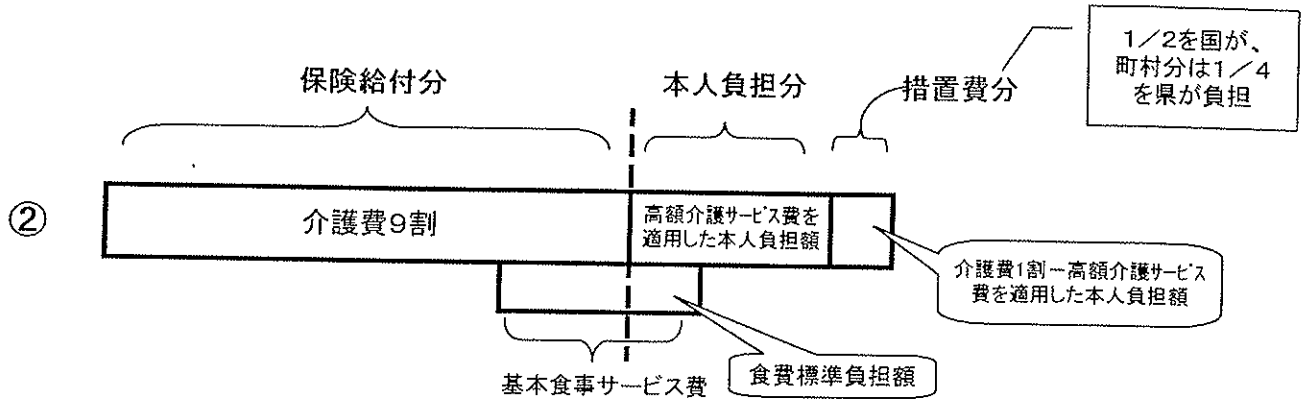

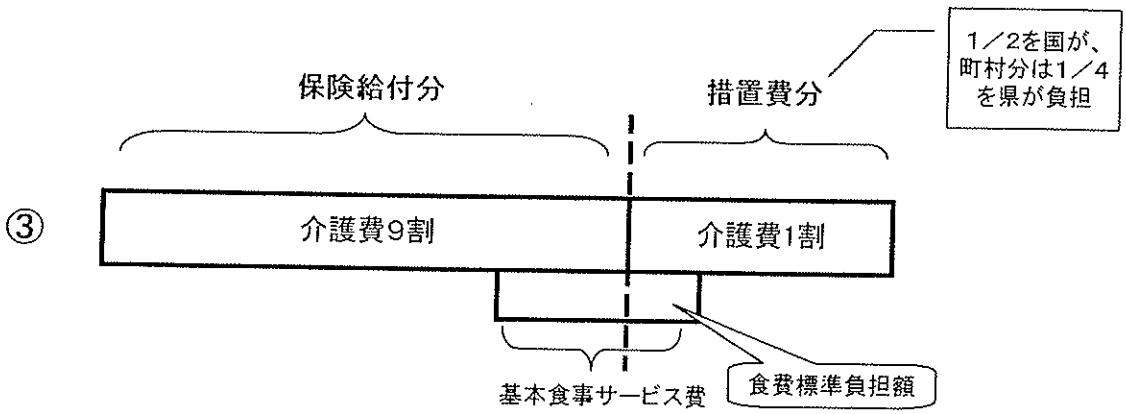

※④、⑤、⑥の場合には保険給付がないため、保険給付分も措置費で負担することとなる。

4. Q & A

1. 「やむを得ない事由による措置」の実施者について

Q:居住地が不明な高齢者を保護したが、痴呆が進行しており本人の意思が確認できない状況である。
本人の身体及び精神の状態に照らすと要介護に該当しそうであり、特養への「やむを得ない事由による措置」が可能と思われるが、この場合の措置の実施者は誰になるのか？

A:通常の措置と同様に、居住地不明者については保護した現在地の市町村が措置者となる。
なお、その場合の措置費負担金の負担割合は国2分の1、県2分の1となり、市町村持ち出し分はなくなる。

2. 養護老人ホームに入所中の高齢者に対する「やむを得ない事由による措置」の実施の可否

Q:現在養護老人ホームに入所中の高齢者であるが、痴呆が進行して身体の状態も落ちてきたため、特養への施設替えが必要と思われるが、本人の身元保証人が関わりになるのを拒み、特養の利用契約締結への協力が得られない状況である。
この場合「やむを得ない事由による措置」を行ってよいのか？

A:特養への施設替えの緊急性に応じて判断することとなる。
本来であれば、成年後見制度の活用により後見人等を選任し、その後見人等が利用契約を締結することにより特養への施設替えを行うべきである(四親等内親族の有無やその協力の有無により、通常の審判開始申立てになるか市町村長申立てになるかの違いが出てくる)。
しかし、緊急性が求められる特段の事情があり、成年後見制度活用の手続を待っていられないような場合には、「やむを得ない事由による措置」により特養への施設替えを行ってもよいものである。

3. 虐待ケースにおける「やむを得ない事由による措置」

Q:家族が寝たきりの高齢者に虐待を行っているケースがあるが、介護疲れからの虐待であり、施設入所についての同意は得られているような場合はどうすればよいか？

A:施設入所の同意が得られており利用契約締結に支障がないのであれば、措置ではなく契約による入所となる。
実際には、最初から施設入所の同意は得られず、「同意しない場合には措置によって市町村が職権で入所させることもある」等の働きかけにより最終的に同意が得られ、結果として措置ではなく契約による入所となるケースも多いものと思われる。

Q:そうすると、施設入所の同意が得られず利用契約が締結できないような場合に「やむを得ない事由による措置」を行うのか？

A:そのとおり。
なお、高齢者本人が痴呆等で意思能力が乏しくなっている場合、措置後の契約への移行にあたり、なお家族等の同意・協力が得られない場合には、成年後見制度の市町村長申立てを行う必要がある。
（措置後、家族等の同意・協力が得られた場合には、本人を代理し得る者がいればその者が利用契約を締結し、いなければ四親等内親族のいずれかが成年後見制度の申立てを行い、選任された後見人等が利用契約を締結する。）

4. 「代理する」者とは？

Q:要件の「痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合」において、「本人を代理する」のは家族に限定されるのか？

A:家族に限定されるものではない。
利用契約締結等について代理権を有している者がいれば契約入所が可能であり、措置の対象とはならないというのが本要件の趣旨なので、家族以外で代理権を有している者がいればその者が本人に代わって利用契約を締結することとなる。

5. 緊急性がある場合の取扱い

Q:「やむを得ない事由による措置」の本来の手続では、事前に職権による要介護認定を行い、要介護となった場合に措置を行うことになるが、緊急性があり即刻虐待を行っている家族等からの切り離しが必要な場合には、要介護認定を事後に行うこととして即措置してもよいか？

A:よい。
その場合、もし事後の要介護認定で要支援又は自立の判定になった際には、費用負担のうち介護保険からの9割（＋食費）相当分の給付はないため（参考P14）、その分も措置費で負担することとなる。
ただし、要支援及び自立の場合は、本来「やむを得ない事由による措置」の対象者ではなく、国及び県の負担はなされないため、市町村が被措置者本人からの費用徴収分を除いた全額を負担することとなる。
また、その際には、並行して養護老人ホームへの措置等を検討すること。

※費用の算定については、要支援及び自立であっても便宜的に要介護1の介護報酬額で算定する。
要介護1（677単位）で宮城県内（仙台市を除く）の場合、日額6，770円となる。

5.　実施要綱例

※以下に示すのは「やむを得ない事由による措置」の実施に限定した実施要綱例ですが、通常の措置の実施要綱(例:老人福祉法による措置の実施要綱、老人福祉法施行細則等)の中に「やむを得ない事由による措置」についても盛り込む方法もあります。

老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づく措置に係る要綱

(趣旨)

第1条　老人福祉法(昭和38年法律第133号)(以下「法」という。)第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用することが著しく困難な者に対して行う措置については、法及び介護保険法によるもののほかは、この要綱の定めによるものとする。

(対象者)

第2条　この要綱における、やむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービス又は施設サービスを受けることが困難な者(以下「対象者」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市(町村)内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で、痴呆等により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する者がいない者

(2) 市(町村)内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で、家族等から虐待又は無視を受けることにより本人の意思に反して指定居宅サービス又は指定施設サービスの利用契約が締結できない者

(3) その他(1)、(2)に該当しないが、福祉事務所長(町村長)が必要と認める者

(財)長寿社会開発センターから高齢者処遇研究会による高齢者虐待の定義が示されているので参考とされたい(P35参照)。

(措置によるサービス提供)

第3条　この要綱におけるサービスの提供は、次の各号に該当するサービスとする。

(1) 介護保険法に規定する訪問介護

(2) 介護保険法に規定する通所介護

(3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護

(4) 介護保険法に規定する痴呆対応型共同生活介護

(5) 介護保険法に規定する介護老人福祉施設

(要介護認定の実施)

第4条　福祉事務所長(町村長)は、法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づく措置が必要と思われる者が、介護保険法による要介護認定を受けていない場合には、職権により要介護認定を実施するものとする。

(措置の決定及び廃止等)

第5条　福祉事務所長(町村長)は、法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、職権により措置を決定、変更又は廃止する。

2　福祉事務所長(町村長)は、措置の開始又は変更を決定したときは措置開始(変更)通知書(様式第○号)により、措置の廃止を決定したときは措置廃止通知書(様式第○号)により、それぞれ措置を受ける者に通知する。

3　福祉事務所長(町村長)は、措置を決定したときは、入所等依頼書(様式第○号)により、指定居宅サービス事業者又は指定施設サービス事業者にサービス提供を依頼する。

本条項の内容は、各市町村の具体的な手続やその規定に合わせるべきものである。
また、通常の措置の実施要綱が別にあり、その手続に準じて実施する場合には、その条項を引用することでもよいと思われる。

必要に応じて給付管理業務についても規定する。

(成年後見制度の活用)
第6条　福祉事務所長(町村長)は、この要綱に定める措置を行った後、対象者が介護保険法に規定する居宅サービス契約又は施設サービス契約を締結できるようにするため、民法(明治29年法律第89号)に規定する法定後見人等を選定するよう家庭裁判所に申立てを行う等、必要な措置を講じるものとする。

(措置費用)
第7条　この要綱に定める措置に係る費用(以下「措置費用」という。)は、介護保険法の規定により定められた居宅サービスに係る費用及び施設サービスに係る費用によるものとする。

(費用負担)
第8条　措置費用のうち、9割は介護報酬からの給付とし、1割を対象者の自己負担とする。
2　対象者の自己負担分については、○○市(町村)がサービス事業者に支払うものとし、対象者は、福祉事務所長(町村長)の決定に基づき、その費用を○○市(町村)に納入するものとする。
3　措置費用のうち介護給付が支給されないものについては、○○市(町村)が負担する。

(費用徴収)
第9条　福祉事務所長(町村長)は、対象者に納付書を送付することにより前条第2項に定める費用を徴収する。

(費用の減免)
第10条　福祉事務所長(町村長)は、次の各号に定める場合は、第8条に定める費用を徴収しないことができる。
(1)　生活保護法による被保護世帯に属する者
(2)　介護保険法第50条に準じ、災害その他の特別な事情により費用の徴収が困難であると福祉事務所長(町村長)が認めた者
(3)　前各号のほか、福祉事務所長(町村長)が費用の徴収が困難であると認めた者

必要に応じてその他の減免規定についても規定する。

(その他)
第11条　この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

関係法令等一覧

○根拠法

老人福祉法第１１条（老人ホームへの入所等）

：市町村長は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。
（中略）

第１項第２号

：６５歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、**やむを得ない事由**により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

同法第２１条（市町村の支弁）

：次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。
（中略）

第２号の２

：第１１条第１項第２号の規定により市町村が行う措置に要する費用

同法第２１条の２（介護保険法による給付との調整）

：第１０条の４第１項各号又は**第１１条第１項第２号の措置に係る者**が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス又は**施設サービス**に係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、**その限度において、（中略）、第２号の２の規定による費用の支弁をすることを要しない。**

同法第２４条（都道府県の負担及び補助）

：都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第２１条第２号から第３号までの規定により支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

第１号

：第１１条の規定により福祉事務所を設置しない町村が行う措置に要する費用（次号に規定する費用を除く。）については、その４分の１

同法第２６条（国の負担及び補助）

：国は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県が第２１条第２号から第３号まで又は第２２条の規定により支弁する費用については、その２分の１を負担するものとする。

同法第２８条（費用の徴収）

：第１０条の４第１項及び**第１１条**の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法(明治２９年法律第８９号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、**その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。**

○通知

「老人ホームへの入所措置等の指針について」（昭和６２年１月３１日付け社老第８号）
別添「老人ホームへの入所措置等の指針」

第１　入所措置の目的
（中略）
～「やむを得ない事由」としては、
(1)　本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
(2)　痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がいない場合
等が想定されるものである。

第３　入所判定委員会の設置等
１　（中略）
ただし、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護保険法第１４条に基づく介護認定審査会における同法第２７条に基づく**要介護認定の結果を基本とする**ものとし、**入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。**
２　（中略）
ただし、特別養護老人ホームに係る入所措置の要否に当たっては、日常生活動作の状況及び精神の状況についての判定を介護保険法第２７条に基づく要介護認定の結果によることとし、別紙「老人ホーム入所判定審査票」中「１．身体及び日常生活動作の状況」及び「３．精神の状況」については判定を要しない。

第４　老人ホームの入所措置の基準
２　特別養護老人ホーム
法第１１条第１項第２号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が次の基準を満たす場合に行うものとする。
(1)　入院加療を要する病態でないこと。
(2)　感染症を有し、他の被措置者に感染させる恐れがないこと。

第６　措置の開始、変更及び廃止
１　措置の開始　（内容は省略）
２　措置の変更　（内容は省略）
３　措置の廃止
（中略）
(4)　特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合
４　措置後の入所継続の要否　（内容は省略）

「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和４７年６月１日付け厚生省社第４５１号）

第２　国庫負担金の算定基準
この国庫負担金は、別紙１「老人保護措置費国庫負担金交付基準」により算定した額の合計額から、別紙２「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を国庫負担基本額とし、その額に２分の１を乗じて得た額の合計額とするものであること。

別紙２「費用徴収基準」

（中略）

２　やむを得ない措置

法第１１条第１項第２号及び第２項（特別養護老人ホームに限る。）に規定する特別養護老人ホームへの措置に要する費用にかかる法第２８条の規定による徴収金の額は、法第２１条の２の規定に基づき、支弁することを要しないとされた額（介護保険給付を受けることができる者でない場合には、これに相当する額）を除いた額（ただし、その額を適用すれば生活保護を必要とする状態になる者については、０円）とする。

なお、この部分については平成１２年４月１日以降適用するものとする。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月８日付け老企第４０号）

第２　居宅サービス単位数表(()内略）及び施設サービス単位数表

６　介護福祉施設サービス

(2)　やむを得ない措置等による定員の超過

（中略）・・・次の場合においては、入所定員に１００分の１０５を乗じて得た数（入所定員が４０人を超える場合にあっては、利用定員に２を加えて得た数）までは減算が行われないものであること（職員配置等基準第７号イ(1)）。

なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

①　老人福祉法第１１条第１項第２号の規定による市町村が行った措置による入所（（）内略）によりやむを得ず入所定員を超える場合

「介護報酬に係るＱ＆Ａ（Vol.２）について」（平成１５年６月３０日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

参考資料に掲載

関係資料等一覧

○国関係資料

平成１１年度全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料（平成１２年３月７日）

Ｐ８８「３　平成１２年度以降の措置の取り扱いについて」　・・・２６

平成１５年度全国介護保険担当課長会議資料（平成１５年９月８日）

Ｐ１６８「ウ『やむを得ない事由による措置』について」　・・・２９

「介護報酬に係るＱ＆Ａ（Vol.２）について」（平成１５年６月３０日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）抜粋　・・・３０

○県作成資料

平成１４年５月２０日付け長政号外長寿社会政策課長通知
「やむを得ない事由による措置（特養への入所措置）について」　・・・３２

○その他資料

高齢者処遇研究会による高齢者虐待の定義及び種類
～高齢者処遇研究会編「高齢者虐待防止マニュアル」（(財)長寿社会開発センター）より引用　・・・３５

地域福祉権利擁護事業における契約締結能力判定ガイドライン
～全国社会福祉協議会作成（訪問調査部分抜粋）
※「やむを得ない事由による措置」の要件(２)「意思能力が乏しく」の判断の参考として　・・・３６

3　平成１２年度以降の措置の取り扱いについて

○　介護保険施行法による改正後の老人福祉法においては、
- 訪問介護
- 通所介護
- 短期入所生活介護
- 痴呆対応型共同生活介護
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させている。（改正後の老人福祉法第１０条の４第１項、第１１条第１項第２号）

○　これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける趣旨である。

（１）「やむを得ない事由」の解釈

「やむを得ない事由」としては、

①　本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、

②　痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、

などを想定しており、例えば年齢要件から介護保険給付を利用することができない者について「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることは想定していない。

この要件を満たす場合には、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、やむを得ない事由が次のようなことにより消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行することとする。

- 特養に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。
- 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる

要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。

（２）入所判定委員会（特養に係るもの）の取扱い

特養への入所に関する入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された高齢者サービス調整チームを含む。）の機能は、平成１２年４月以降、基本的には地域ケア会議と介護認定審査会に移行する。このことを前提にした関連通知の改正については後日改めて連絡する。

（３）措置の場合の費用負担関係

ア　特別養護老人ホーム

「やむを得ない事由」により特別養護老人ホームに措置された者の費用負担については、９割（＋食費）相当分は、介護保険給付が行われることから、残りの１割（＋食費の標準負担額）相当分について、措置費を支弁することになる。（改正後の老人福祉法第２１条の２）

老人福祉法第２８条に基づく費用の徴収については、この１割程度相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費及び食費に関する利用者負担と同水準の費用徴収を行うこととする。（保険給付の場合の利用者負担と措置の場合の費用徴収を同一水準とする。）

イ　在宅サービス

基本的に特養の場合と同様、９割相当分は介護保険給付が行われ、１割相当分について措置費を支弁した上で、この１割相当分を費用徴収することになる。（市町村が事業者に対して措置費として一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。）

やむを得ない事由による措置から通常の契約へ移行の仕組み

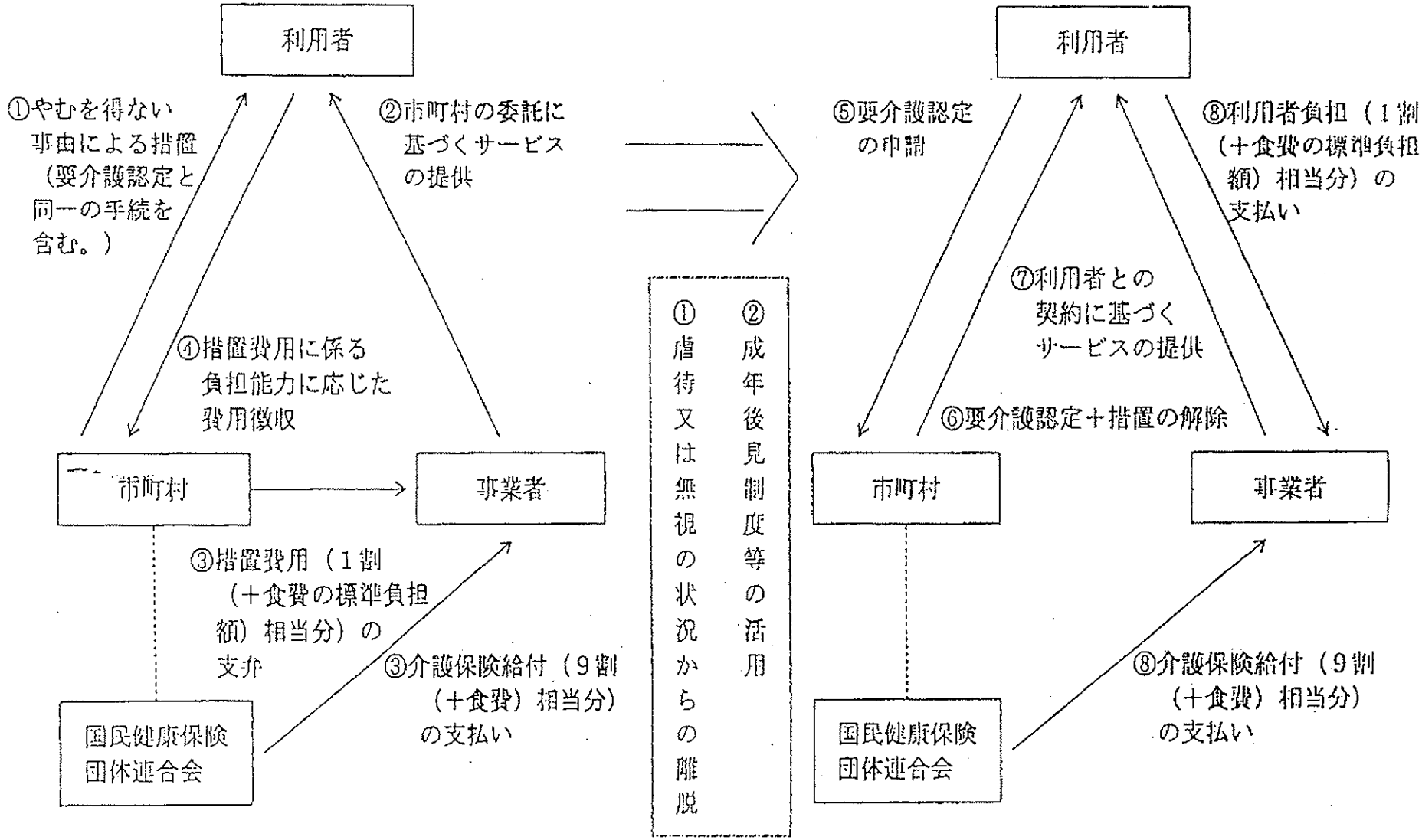

ウ　「やむを得ない事由による措置」について

○　老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかとの指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図られたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

○　高齢者虐待は、特に痴呆性高齢者の権利擁護と密接な関係を有する問題であり、必要に応じて成年後見制度の活用に結びつけていくための支援が求められる。

各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、成年後見等開始審判の市町村長申立制度や、成年後見制度利用支援事業（介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業）の積極的な活用が図られるよう指導願いたい。

事　務　連　絡
平成１５年6月３０日

都道府県介護保険主管部（局）
介護保険主管課（部）　　御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護報酬に係るＱ＆Ａ(Vol.2)について

介護報酬に係るＱ＆Ａについては、平成１５年５月３０日の事務連絡でお示ししているところですが、その後いただいたご質問も踏まえ、別添の通りＱ＆Ａを追加しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、市町村、事業者等への周知等をお願いいたします。

なお、一部Ｑ＆Ａの内容を変更していますのでご留意願います。

〈変更したＱ＆Ａ〉

９（下線部）

（抜粋）

特別養護老人ホーム

Q13 やむを得ない措置等による定員の超過の取扱いについて

A13 特別養護老人ホームにおける定員の超過については、①市町村による措置入所及び②入院者の当初の予定より早期の再入所の場合は入所定員の 5%（入所定員が 40 人を超える場合は 2 人を上限）までは減算されない。また、③緊急その他の事情により併設の短期入所生活介護事業所の空床を利用する場合は入所定員の5%までは減算されない。

例えば、入所定員 80 人の特別養護老人ホームについては、①及び②の場合に本体施設における 2 人までの定員超過の入所、③の場合に併設事業所の空床を利用した 4 人までの定員超過について減算されないため、本体施設と併設事業所を合算して最大 6 人（= 2 + 4）までの定員超過について減算されない。

こうした取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。

Q14 小規模生活単位型介護老人福祉施設の居住費に係る低所得者対策の算定方法について

A14 小規模生活単位型介護老人福祉施設の入所者については居住費負担の軽減のために所得状況等に応じて施設サービス費の所定単位数に加算するとされている。入院又は外泊の期間中については施設サービス費の所定単位数を算定しないため、当該加算のみを単独で算定することはできない。

老人保健施設

Q15 看護・介護職員の人員基準について「看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度を標準とする」とされているが、当該標準を下回る場合の取扱いについて

A15 老人保健施設の看護・介護職員の員数のうち、看護職員の員数については、看護・介護職員の総数の7分の2程度を標準とするとされているところであるが、この「標準」を下回ることによって直ちに人員基準欠如及び減算の対象となるものではない。

なお、この「標準」を満たしていない介護老人保健施設に対しては、介護老人保健施設の基本方針に照らし、適切な看護サービスの提供を確保する観点から、必要な看護職員の確保について指導することが必要と考える。

やむを得ない事由による措置（特養への入所措置）について

【根拠条文】

老人福祉法第１１条第１項第２号（特養への入所措置）

「老人ホームへの入所措置等の指針について」（昭和６１年１月３１日付け社老第８号）

:「やむを得ない事由」としては、

（１）本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合

（２）痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がいない場合

等が想定されるものである。

【制度の趣旨】

介護保険制度による介護サービスを利用するためには、要介護認定の申請やサービス事業者との利用契約等、民法上の「法律行為」を行わなければならない。

そのため、上記(1)、(2)のような状況で「法律行為」やその前提となる「意思表示」ができない場合に、それらを「やむを得ない事由」として、市町村が職権で介護サービス利用手続を行うものである。

なお、法第１１条第１項第２号により対象者は「６５歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者」とされているため、介護保険の要介護認定を受けているか否かに関わりなく、措置を行う時点でそのような状態であれば対象となる。

また、同条同項同号で「常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの」とされているため、一部の居宅系介護サービスを既に導入していたとしても、必要な常時介護に満たない場合は対象となり得る。

【「やむを得ない事由」とは】

（１）について

家族等の虐待や無視により、本人の意に反して認定申請や利用契約締結ができない場合である。

本来であれば家族等への説諭等を行い、対象者と家族等との関係を改善させた上で、必要に応じて通常の手続に則り介護保険サービスを利用すべきであるが、関係が改善されずに放置すれば対象者の生命が危機にさらされることも想定されるため、措置を行う事由としたものである。

（２）について

痴呆等により意思能力（物事を合理的に判断する能力）が乏しくなり（具体的には意思疎通ができない、理解・判断能力がない、申請や契約を行うという意思表示ができない等々の状態となり）、かつ、本人の法律行為を代理しうる者もいない場合である。

【措置が解除される場合】

上記のような場合がやむを得ない事由による措置の対象となるため、それらの状況が消滅した場合には措置を解除し、通常の契約に基づく介護サービス利用に移行することになる。

（１）について

特養に入所することにより、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、要介護認定申請や介護サービス利用契約が可能となるため、遅滞なく通常の介護サービスへの移行手続をとる。

本人に意思能力がある場合は、家族等から引き離して措置を行った時点で、利用契約を締結する障害となっていた事由がなくなるため、直ちに介護保険制度による契約に（認定申請が必要な場合は申請を行った上で）移行する。

本人に意思能力がない場合は、家族等が本人に代わって利用契約を締結（必要なら成年後見制度を活用して）するまでの間は措置を継続する。

（２）について

成年後見制度等を活用し、成年後見人（補助人等）が本人を代理して利用契約を締結するまでの間は措置を継続する。

なお、やむを得ない事由による措置は、あくまで通常の介護保険制度利用までのつなぎとして行われるものであり、やむを得ない事由が消滅してもなお措置を継続したり、やむを得ない事由を消滅させるための手続（成年後見制度の活用等）をとらず無為に措置を継続するようなことがあってはならない。

従って、（２）の場合には、やむを得ない措置をとると同時に成年後見制度活用の手続もスタートすることが前提となる。

【費用負担】

通常、介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービス費用の９割相当分（＋食費）は介護保険給付が行われ、残りの１割相当分（＋食費の利用者負担額。本人の所属する世帯の所得区分に応じて標準負担額からの軽減がある）を利用者が負担してサービス事業者に支払う。

措置の場合は、１割相当分（＋食費の標準負担額）が措置費支弁額となり、措置市町村からサービス事業者に支払われることになる。

法第２８条に基づく費用の徴収（本人徴収額）については、原則として支弁額と同額を徴収することになるが、

①１割相当額が、通常の介護保険制度において高額介護サービス費が適用される額（本人の所属する世帯の所得区分に応じて額が定められている）を超える場合は、通常の介護保険サービス利用時との公平を保つ見地から、高額介護サービス費適用額を徴収すること。

②食費の利用者負担額は、所得区分が通常の介護保険制度において標準負担額から軽減される場合に該当するときは、その軽減後の額とすること

に注意を要する。

国庫負担金及び県負担金は、通常の措置費負担金と同様に、支弁額から本人徴収額を控除した額を基本額とし、その１／２が国庫負担、１／４が県負担となる。

なお、９割分については、介護保険制度と同様に国保連合会からサービス事業者に介護保険給付が為される。

高齢者処遇研究会による高齢者虐待の種類と定義

～高齢者処遇研究会編「高齢者虐待防止マニュアル」((財)長寿社会開発センター)から引用
日本大学総合科学研究所教授・田中荘司氏によるもの

1. 身体的暴力による虐待

・殴られたり、蹴られたり、つねられたり、押さえつけられたり等の暴行を受け、身体に外傷、内出血(アザ)、うちみ、ねんざ、骨折、やけど等の傷跡が見受けられる場合。
・意思に反して身体を拘禁された場合。

2. 性的暴力による虐待

・高齢者が性的暴力または性的いたずらを受けたと見受けられる場合。夫婦間の強制的な行為も含まれる。

3. 心理的障害を与える虐待

・主として介護者側等からの言葉による暴力(侮辱、脅迫等)や、家族内での無視等によって心理的に不安定な状態、または心理的孤立に陥り、日常生活の遂行に支障をきたす程のおびえなどの精神状態が見受けられる場合。

4. 経済的虐待

・高齢者へ年金等の現金を渡されない、または取りあげて使用される、高齢者所有の不動産を無断で処分されるなど、過度の経済的不安感を与えられたと見受けられる場合。

5. 介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待

・日常の介護拒否、健康状態を損なうような放置(治療を受けさせない、適切な食事が準備されていない等)、日常生活上の制限(火気器具等の使用制限)や戸外に閉め出すなどによって、高齢者の健康維持、日常生活への援助が為されていないと見受けられる場合。

※なお、平成15年11月に実施された(財)医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構が実施する「市区町村における高齢者虐待対応に関する調査」及び「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(厚生労働省による調査研究補助事業として実施)においても、同様の定義により調査対象を設定している。

参考：地域福祉権利擁護事業における契約締結能力判定ガイドライン（訪問調査部分抜粋）

～要件２「意思能力が乏しく」の判断の参考として

以下に紹介するのは、地域福祉権利擁護事業を実施するために全国社会福祉協議会において開発されたガイドラインの訪問調査部分の概略です。
このガイドラインは初回の契約締結の際に、あるいは契約内容を変更する際に本人の契約締結能力を確かめるために開発されたもので、調査員が本人に質問する形式で判定するものです。契約締結能力の有無が判定できない場合は契約締結審査会に諮った上で判定されます。
本人の意思能力が契約に耐え得るものかは、その契約内容の複雑さによっても左右されるため、これをもってそのまま入所契約締結の意思能力の有無の判定基準にはできず、個別に高齢者本人の状態と契約内容を考慮しながら判断しなければなりませんが、その方法の一つの参考になればと思います。

【訪問調査】

1. 自己紹介（コミュニケーション能力評価）

(1)意思表示能力（自分の意思を表示することができるか）
(2)理解能力（他人から提供される情報を理解できるか）

自己紹介や近況聞き取り等から可能か確認

- 可能→先へ進む
- 細かい情報の伝達不能→契約締結審査会へ
- 不可能→中止

2. 事業の説明

契約意思の確認

制度利用が本人の希望なのか、そうでない場合関心はあるのか確認

- 本人の希望→契約可能
- 本人の希望ではないが…
  - 関心を示し拒絶がない→契約可能
  - 言われるままに肯定→契約内容による
  - 拒絶→中止

3. インタビュー（本人の状況を評価しながら、同時に制度利用のための契約締結能力があるか判定）

(1)基本的情報の確認・見当識の確認

名前の表記、生年月日、年齢、住所、電話番号等を確認

- ほぼ正確に答えられる→契約可能
- 援助すれば正確な答えに同意できる→契約可能
- 見当違いな回答をし、修正できない→契約不能

(2)日常生活の概要

今の生活で困っていることはないか、ないとの回答の場合より具体的な質問で状況を確認

- ほぼ正確に把握している→契約可能
- 援助すれば正確な把握ができる→契約可能
- 見当違いな回答をし、修正できない
  →契約締結審査会へ

(3)社会生活の概要

近所づきあいや役所での手続、預貯金の出し入れ等の状況を確認

- ほぼ正確に把握している→契約可能
- 援助すれば正確な把握ができる→契約可能
- 見当違いな回答をし、修正できない
  →契約締結審査会へ

(4)将来の予測・計画

将来の生活の希望・計画や収入面での不安がないか、生活継続がむずかしくなったらどうするか等確認

- 合理的な予測→契約可能
- 援助すればほぼ合理的な予測ができる
  →契約可能
- 全く非現実的な予測、修正できない
  →契約締結審査会へ

3. インタビュー(続き)

(5)高齢者サービス等の利用意思確認

困りごとに対して利用可能な福祉サービスをあげながら利用意思を確認

- ある→契約可能
- 意向がはっきりわからない→契約可能
- 明確な拒否→契約締結審査会へ

(6)地域福祉権利擁護事業の利用意思再確認

事業内容を説明しつつ、利用意思を再確認

- 利用したい、検討したい→契約可能
- 意向がはっきりわからない→契約可能
- 明確な拒否→契約締結審査会へ

(7)契約内容の理解

特定の契約内容とその結果について理解できるか、予め用意した支援計画案(必要に応じ現場で修正)を示し、理解の程度を判断

- 概ね理解でき、契約希望→契約可能
- 理解できているかどうか疑問
  - 福祉サービス利用援助のみ→契約可能
  - 加えて金銭管理サービスや書類預かりサービス→契約締結審査会
- 理解できていない→契約不能

※上記と同様に苦情申立て制度や解約制度について、理解し、かつ活用できるか確認

(8)専門家への意見照会に関する同意とりつけ

必要に応じて行われる主治医や施設医師等への意見照会に同意が得られるか確認

- 同意→契約可能
- 不同意→契約締結審査会へ

※本ガイドラインにおいては、実際にはこの後、一週間後の再訪問による意思確認・専門家への意見照会等を経て、最終的に契約可能と判断された場合に初めて地域福祉権利擁護事業のサービス契約締結に至ります。

「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」

１　高齢者虐待の実態と問題点

若くて（若くなくても）元気な人は，自分を殴ろうとする人に対抗できるし，殴った人を自分で訴えることができます。元気な人は，自分の土地，建物，預金等の財産を自分で管理できるし，万一盗られたとしても自分で訴えることができます。元気な人は，自分で出かけたり，考えて判断したりして自分自身を守ることができます。元気な人は，自分の意見を人に伝えたり訴えることができます。また，周りも耳を傾けて聞いてくれます。要するに，元気な人は“当たり前の生活を当たり前に送ることができる”ということです。

しかし，歳をたくさん重ねると，どうしても様々な障害を持つことが多くなります。認知症，脳梗塞と後遺症，転倒による骨折と後遺症，持病の悪化，生活不活発病等々です。認知症が原因で考えたり判断することができない，脳梗塞後遺症骨折後遺症のために自由に活動できなかったり暴力に抵抗できない，人の手を借りないと生活できない，介護が必要になり負い目を感じたりする場合等があります。

高齢者虐待という言い方をしますが“高齢者だから”ということではありません。高齢になると心身の障害を持つ確率が高くなり、それが原因で虐待を受けてしまう危険性があるということです。

高齢者虐待は様々で複合的です。殴る・蹴る・抓る・閉じ込める等の身体的虐待，暴言・辱め・無視等の心理的虐待，介護してもらえない・ご飯を食べさせられない・病院に連れていってくれない等の介護放棄（ネグレクト），性的辱め・オムツ一つで寝かせられる等の性的虐待，預金年金を勝手に使われる・勝手に土地等を処分される等の経済的虐待，不当に高額な品物を購入させられる等の消費被害…等が挙げられます。介護疲れが発端で身体的虐待とネグレクトと経済的虐待が同時に行われている複合的なケースや，同居家族にも複雑な問題を抱えている場合もあり，対応や連携も複雑になり，簡単に解決できるものではありません。

２　「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」の立ち上げのきっかけと趣旨

平成１８年４月１日，「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されると同時に「地域包括支援センター」が全国の市町村に設置されました。高齢者権利擁護・虐待防止の責任を負うのは市町村ですが，直接的な役割を担うのは「地域包括支援センター」です。しかし，地域包括支援センターを設置したからといって，始めから高齢者虐待解決の経験と対応のノウハウを持っているはずがありません。

この状況を踏まえ，日本弁護士連合会と日本社会福祉士会とで協議検討の上「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置が進められたものです。

活動趣旨は「高齢者虐待対応及び予防について，法律・福祉の専門性をもって，対応の適正性，介入方法，保護の後の対処法などの相談に応じ，アドバイス，訪問等により，地域包括支援センターが有効に機能できるよう支援する。」としています。

宮城県では，宮城福祉オンブズネット『エール』による権利擁護活動の実績と，活動を

通して培われた法律と福祉･医療の連携ができていたという下地がありました。そのため，宮城県高齢者虐待対応専門職チームは，全国に先駆けて設立し活動を開始することができました。

３　活動内容と利用の仕方

宮城県高齢者虐待対応専門職チームは，仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会により設置された「高齢者虐待対応連絡協議会」が運営しています。

（１）支援の内容
・対応の適正性の確認
・介入方法のアドバイス
・地域ケア会議への出席
・同行訪問
・予防・救済のための活動支援
・関係機関団体との連携支援
・地域包括支援センター職員のスキルアップ支援　等

（２）手続き
・アセスメント表に記入し、ＥメールかＦＡＸで連絡を受ける（緊急時は直接電話）

４　高齢者の権利擁護と地域包括支援センターの関わり，地域包括支援センターに期待される役割等

地域包括支援センターは，「地域の高齢者が，住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために，どのような支援が必要かを把握し，地域における適切なサービス，機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。」という役割があります。この仕事は社会福祉士が中心となって職員間，専門職種間，地域の関係機関等と連携を取りながら実施することになっています。

特に，高齢者の虐待防止については，「高齢者虐待防止ネットワーク」を具体的で現実的に構築することです。また，権利擁護に関する役割は，成年後見制度の活用，成年後見制度の円滑な利用，老人福祉施設等への措置，虐待への対応，困難事例への対応，消費者被害の防止となっています。

５　「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」のＰＲ（問合せ先）

（受付窓口）　担当：及川由佳（社会福祉士）
981-0955 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館　宮城県社会福祉士会内
TEL022-233-0296　FAX022-393-6296　E ﾒｰﾙ:fukurou@seagreen.ocn.ne.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www2.ocn.ne.jp/~macsw/teamindex.htm

高齢者虐待対応連絡協議会メンバー表

平成 25 年 12 月 01 日現在

氏　　名	資　格	役　　職	備考
安　住　美貴子	社会福祉士		
荒　　中	弁護士		
内　田　幸　雄	社会福祉士		
宇　都　彰　浩	弁護士		
及　川　　健	社会福祉士		
及　川　由　佳	社会福祉士	事務局	
大　泉　力　也	弁護士		
大　嶽　友　和	弁護士		
大　橋　洋　介	弁護士	副会長	
小　幡　佳緒里	弁護士		
小野寺　泰　佐	社会福祉士		
折　腹　実己子	社会福祉士		
工　藤　清　史	弁護士		
鹿　又　喜　治	弁護士		
後　藤　雄　太	弁護士		
小　林　紀　代	社会福祉士		
小　湊　純　一	社会福祉士	事務局長	
鈴　木　宏　之	社会福祉士		
鈴　木　守　幸	社会福祉士	会　長	
髙　田　英　典	弁護士		
所　　圭	社会福祉士	事務局	
橋　本　治　子	弁護士		
西　澤　英　之	社会福祉士		
松　林　昌　紀	弁護士		
村　田　知　彦	弁護士		

高齢者虐待対応アセスメントシート

年　月　日	平成　年　月　日		
被害者		歳	男 ・ 女
加害者		関係：	
場所			
虐待の種類	身体的 ・ 放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向			
今後の危険性・緊急性			
対応の方針・目標			
在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼したい内容と理由			
担当者	所属　職名　氏名		
連絡先	電話	FAX	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でＦＡＸし、こちらからの連絡を待ってください。
※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。（土日祝日を除く）

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日１０時～１５時　ＦＡＸ　０２２－３９３－６２９６（緊急ＴＥＬ　０２２－２３３－０２９６）

高齢者虐待対応アセスメントシート　記入要領

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』を読み、理解した上で整理記入すること。

また、私たちは“被害者の保護と生活支援”を最優先するのが責務です。“正義の味方”になって、加害者を懲らしめることが役割ではありません。

《緊急性の判断》

緊急性があると判断した場合は，　直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性，医療の必要性，加害者との分離の必要性，虐待の程度と高齢者の健康状態，介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

① 本人が保護救済を強く求めている。
② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効
③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外放置，溺れさせる等）
④ 確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

① 年月日
本シートを作成した年月日を書く。

② 被害者
虐待被害者の氏名、年齢、性別を書く。

③ 加害者
虐待の加害者すべての名と関係を書く。

④ 場所
自宅、施設、通所先等、虐待が行われている場所を書く。

⑤ 虐待の種類
該当する虐待の種類すべてに○をつける。

⑥ 虐待の具体的状況
確認した虐待の具体的状況を書くこと。いつからのことか、程度、頻度、本人に与えている状況等を書く。

⑦ 虐待の原因
介護疲れ、相性、障害、無知、恨み等の理由を書く。経済的、消費被害は記載不要。

⑧ 本人の意向
被害者が助けを求めているか、困っているか、悩んでいるか等を書く。認知症等により、意向が確認できなければその状況を書く。

⑨ 今後の危険性・緊急性
予測される危険性、被害拡大の恐れ、緊急性と、その判断した理由を書く。

⑩ 対応の方針・目標
危険性や被害拡大の可能性に対して、どのように解決しようとしているのか、その具体的な対応方法、時期を書く。
また、介入後に被害者がどうなってほしいのか、目標（期待される効果）を書く。

⑪ 在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼する理由
対応の適正性の確認、介入の方法のアドバイス、保護の後の対処法、会議への出席、同行訪問等、対応チームに依頼したい内容とその理由を書く。

⑫ 担当者
本シートを作成した人の所属、職名、氏名を書く。

⑬ 連絡先
確実に連絡がとれる連絡先を書く。

高齢者虐待対応連絡協議会

仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会　高齢者虐待対応専門職チーム　対応の流れ

県市町村・地域包括支援センター(契約)

受理通知

依頼

虐待対応アセスメントシートに整理して依頼を受ける(フォーマットを使用し，原則Eメールで受ける。)

相談受付窓口　宮城県社会福祉士会
連絡先　Email:fukurou@seagreen.ocn.ne.jp　TEL022-233-0296 FAX022-393-6296

送る

虐待対応アセスメントシート内容の不備をチェックし協議会委員全員に送る。

協　議　会　(弁護士会・社会福祉士会)

支援

報告

通知

協議し，担当者を選任

担　当　者　(弁護士1名、社会福祉士1名)

登録弁護士、権利擁護担当社会福祉士
(養成研修・対応事例研究…)

連絡・対応

2012.4.1.

地域福祉権利擁護に関する役割の図

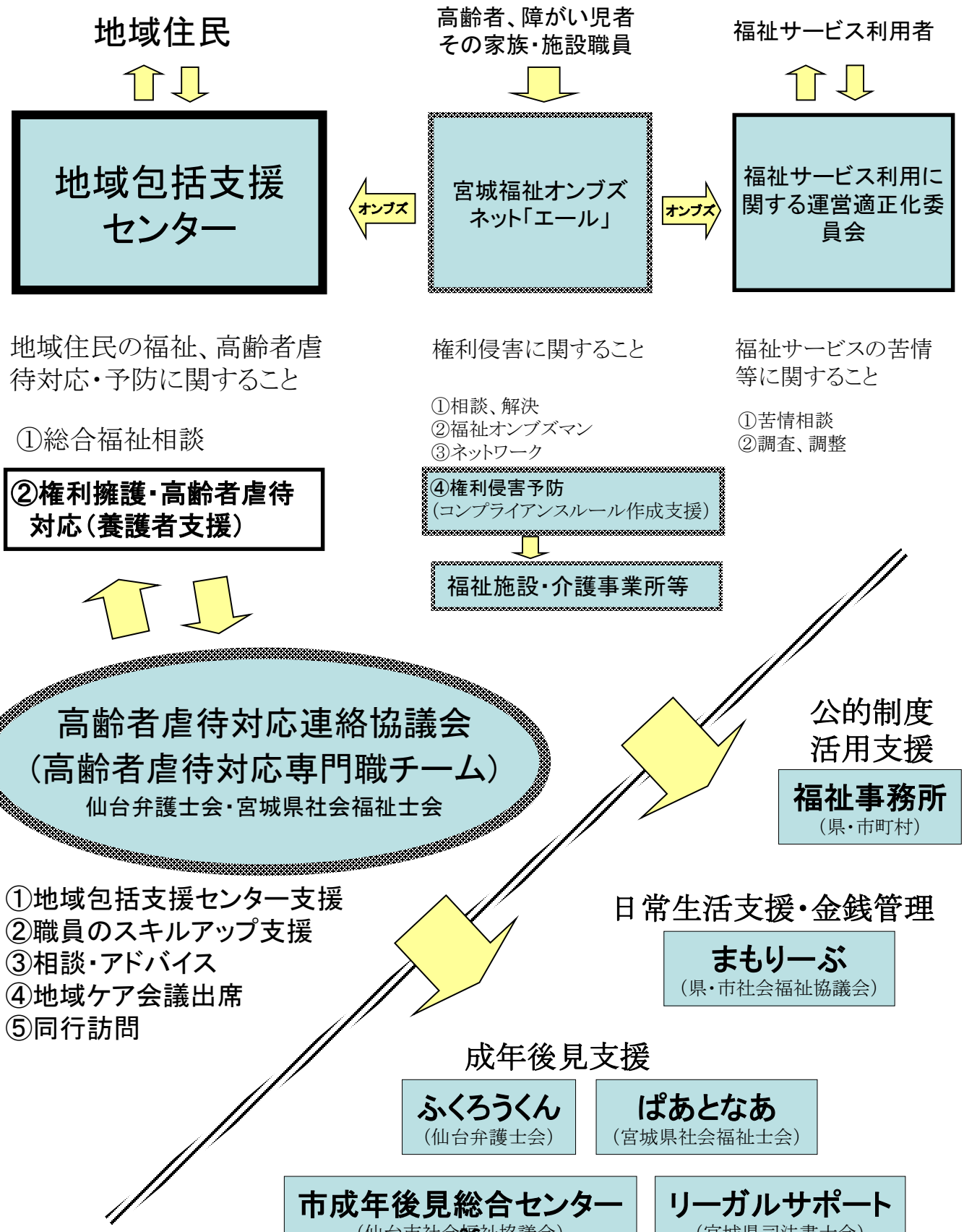

2007.5.20.jk